

## 帯広市地域防災計画 (一般災害対策編) 新旧対照表

掲載頁	旧	新	備考
第1章 1頁	新設	<p><b>第3節 計画の効果的促進</b>  <u>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。</u>  <u>防災対策は、自助(市民が自らの安全を自らで守ることをいう。)、共助(市民等が地域においてお互いに助け合うことをいう。)</u>及び公助(道、市及び防災関係機関が実施する対策をいう。)のそれぞれが効果的に推進されるよう、市民等並びに道、市及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。また、災害発生時は市民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。</p> <p><u>また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。</u>  <u>この計画とあわせて「帯広市防災・減災指針」により、災害に強い安心、安全なまちづくりを推進する。</u></p>	自助、共助、公助による減災の取り組みによる効果的な促進について追記
第1章 第3節 1頁	第3節 計画の基本方針	第4節 計画の基本方針	
第1章 第4節 1頁	第4節 用語	第5節 用語	
第1章 第5節 1頁	<p><b>第5節 計画の修正</b>  市防災会議は、基本法第42条に定めるところにより市計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、これを修正するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会、経済の発展に伴い市計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。</li> <li>2 防災関係機関が行う防災上の施策によって市計画の変更を必要とするとき。</li> <li>3 国の防災基本計画の修正が行なわれたとき。</li> <li>4 その他市防災会議会長が必要と認めるとき。</li> </ol> <p><u>なお、軽微な修正(組織の機構改革による名称変更、人口、面積等の数量的な変更等)については、北海道知事との協議を要せず、市防災会議の採決により行うこととし、その結果を北海道知事に報告するものとする。</u></p>	<p><b>第6節 計画の修正</b>  市防災会議は、基本法第42条に定めるところにより市計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、これを修正するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会、経済の発展に伴い市計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。</li> <li>2 防災関係機関が行う防災上の施策によって市計画の変更を必要とするとき。</li> <li>3 国の防災基本計画の修正が行なわれたとき。</li> <li>4 その他市防災会議会長が必要と認めるとき。</li> </ol> <p><u>なお、修正を行った場合は、その結果を北海道知事に報告するものとする。</u></p>	道協議の見直し(取扱いの変更)

## 第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

## 2 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務
北海道農政事務所 帯広地域センター	①災害時における <u>主要食糧の応急供給</u> に関する事 ②災害 <u>応急飼料対策</u> に関する事。

## 4 北海道

機関名	事務又は業務
十勝総合振興局 (地域政策部) (建設管理部) (保健環境部) (森林室)	①十勝総合振興局地域災害対策連絡協議会に関する事務を行うこと。 ②防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄その他、災害予防措置を講ずること。 ③災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること。 ④市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務、及び業務の実施を助け総合調整を図ること。 ⑤自衛隊に災害派遣要請を行うこと。 ⑥管轄する道路及び河川についての維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧を行うこと。 ⑦水防技術の指導に関する事。 ⑧災害時における応急医療、給水、防疫、感染症の予防、環境衛生保持及び食品衛生保持、医薬品並びに衛生材料等の供給の調整に関する事。 ⑨十勝地区林野予消防対策協議会及び市町村林野火災予消防対策協議会との連絡調整に関する事

## 第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

## 2 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務
北海道農政事務所 帯広地域センター	①災害時における <u>応急用食料の調達及び供給</u> に関する事。 ②災害における <u>応急飼料の調達及び供給</u> に関する事。

## 4 北海道

機関名	事務又は業務
十勝総合振興局 (地域政策部) (建設管理部) (保健環境部) (森林室)	①十勝総合振興局地域災害対策連絡協議会に関する事務を行うこと。 ②防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄その他、災害予防措置を講ずること。 ③ <u>防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。</u> ④災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること。 ⑤市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務、及び業務の実施を助け総合調整を図ること。 ⑥自衛隊に災害派遣要請を行うこと。 ⑦管轄する道路及び河川についての維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧を行うこと。 ⑧水防技術の指導に関する事。 ⑨災害時における応急医療、給水、防疫、感染症の予防、環境衛生保持及び食品衛生保持、医薬品並びに衛生材料等の供給の調整に関する事。 ⑩十勝地区林野予消防対策協議会及び市町村林野火災予消防対策協議会との連絡調整に関する事

北海道農政事務所の業務に合わせた修正

北海道業務に合わせた追記

第1章  
第6節  
5頁

## 7 指定地方公共機関 (公共的施設の管理者及び都道府県地域においてガス、輸送その他の公益的事業を営む法人で道が指定するもの)

機 関 名	事 務 又 は 業 務
帯広市医師会	①災害時における医療関係機関との連絡調整及び救急医療に関すること。
(社)十勝歯科医師会	①災害時における歯科医療活動に関すること。
(社)北海道薬剤師会十勝支部	①災害時において医療機関と連携し、薬剤の調達を行うこと。
(社)北海道獣医師会十勝支部	①災害時における家畜等の処方・処置に関すること。
北海道放送(株)帯広放送局 札幌テレビ放送(株)帯広放送局 北海道テレビ放送(株)帯広支社 北海道文化放送(株)帯広支社	①予報(注意報を含む)、警報並びに情報、被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
帯広ガス(株)	①ガス供給施設の防護、災害時供給及び規制を行うこと。 ②非常災害時の火災、中毒事故防止及び応急施策を行うこと。
帯広市土地改良区	①水門、閘門又は溜池の防災管理に関すること。
(社)十勝地区バス協会	①災害時における市民及びその他の輸送支援に関すること。
(社)十勝地区トラック協会	①災害時における緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送に関すること。
北海道警備業協会帯広支部	①災害時における交通誘導業務及び避難所の警備に関すること。
(社)北海道LPガス協会十勝支部	①ガス供給施設の防護、災害時供給及び規制を行うこと。 ②非常災害時の火災、中毒事故防止及び応急施策を行うこと。

## 7 指定地方公共機関 (公共的施設の管理者及び都道府県地域においてガス、輸送その他の公益的事業を営む法人で道が指定するもの)

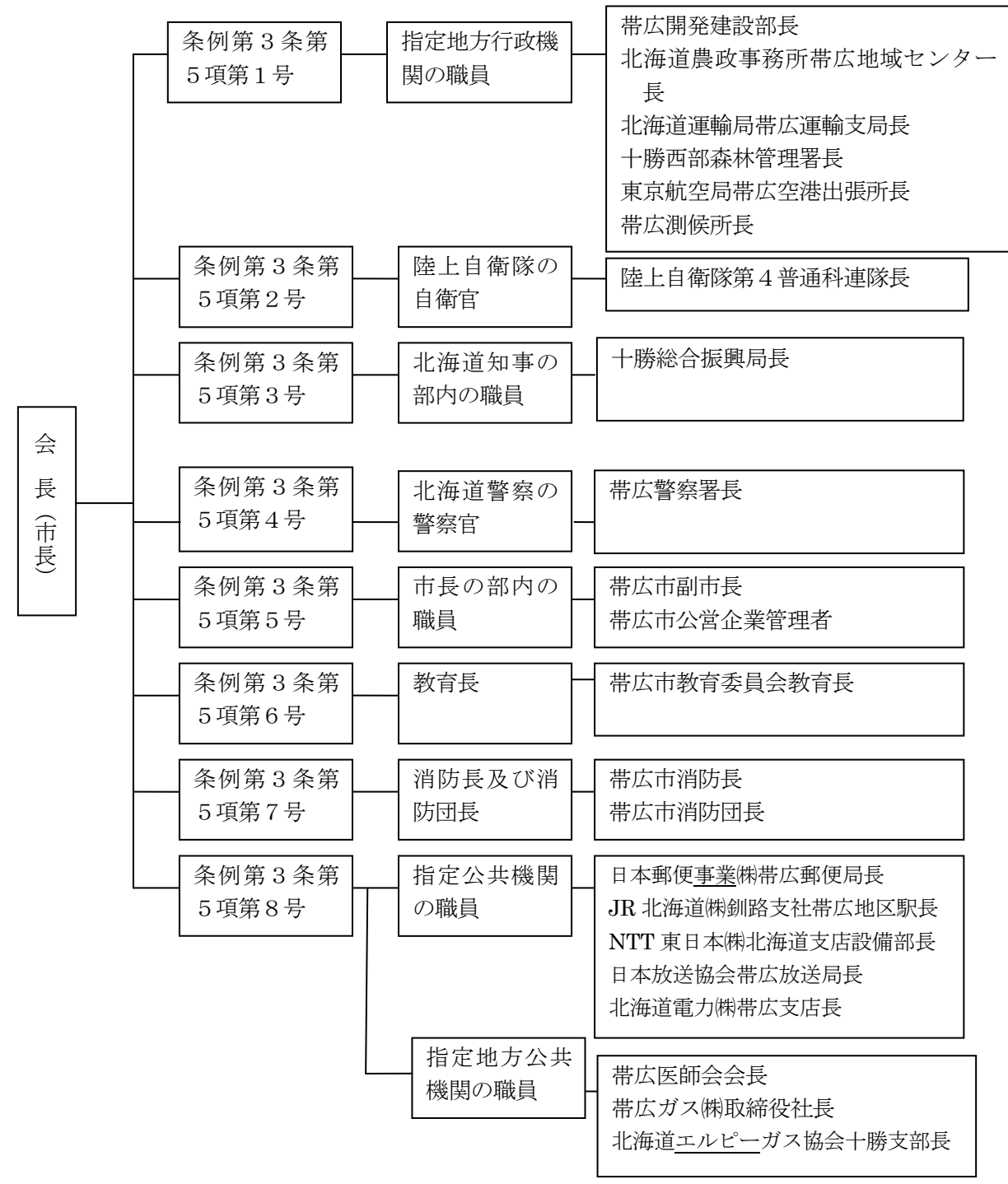
機 関 名	事 務 又 は 業 務
(一社)帯広市医師会	①災害時における医療関係機関との連絡調整及び救急医療に関すること。
(一社)十勝歯科医師会	①災害時における歯科医療活動に関すること。
(一社)北海道薬剤師会十勝支部	①災害時において医療機関と連携し、薬剤の調達を行うこと。
(公社)北海道獣医師会十勝支部	①災害時における家畜等の処方・処置に関すること。
北海道放送(株)帯広放送局 札幌テレビ放送(株)帯広放送局 北海道テレビ放送(株)帯広支社 北海道文化放送(株)帯広支社	①予報(注意報を含む)、警報並びに情報、被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
帯広ガス(株)	①ガス供給施設の防護、災害時供給及び規制を行うこと。 ②非常災害時の火災、中毒事故防止及び応急施策を行うこと。
帯広市土地改良区	①水門、閘門又は溜池の防災管理に関すること。
(一社)北海道バス協会	①災害時における市民及びその他の輸送支援に関すること。
(一社)十勝地区トラック協会	①災害時における緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送に関すること。
(一社)北海道警備業協会帯広支部	①災害時における交通誘導業務及び避難所の警備に関すること。
(一社)北海道LPガス協会十勝支部	①ガス供給施設の防護、災害時供給及び規制を行うこと。 ②非常災害時の火災、中毒事故防止及び応急施策を行うこと。

新公益法人制度に伴う、一般社団法人又は公益社団法人への以降を反映

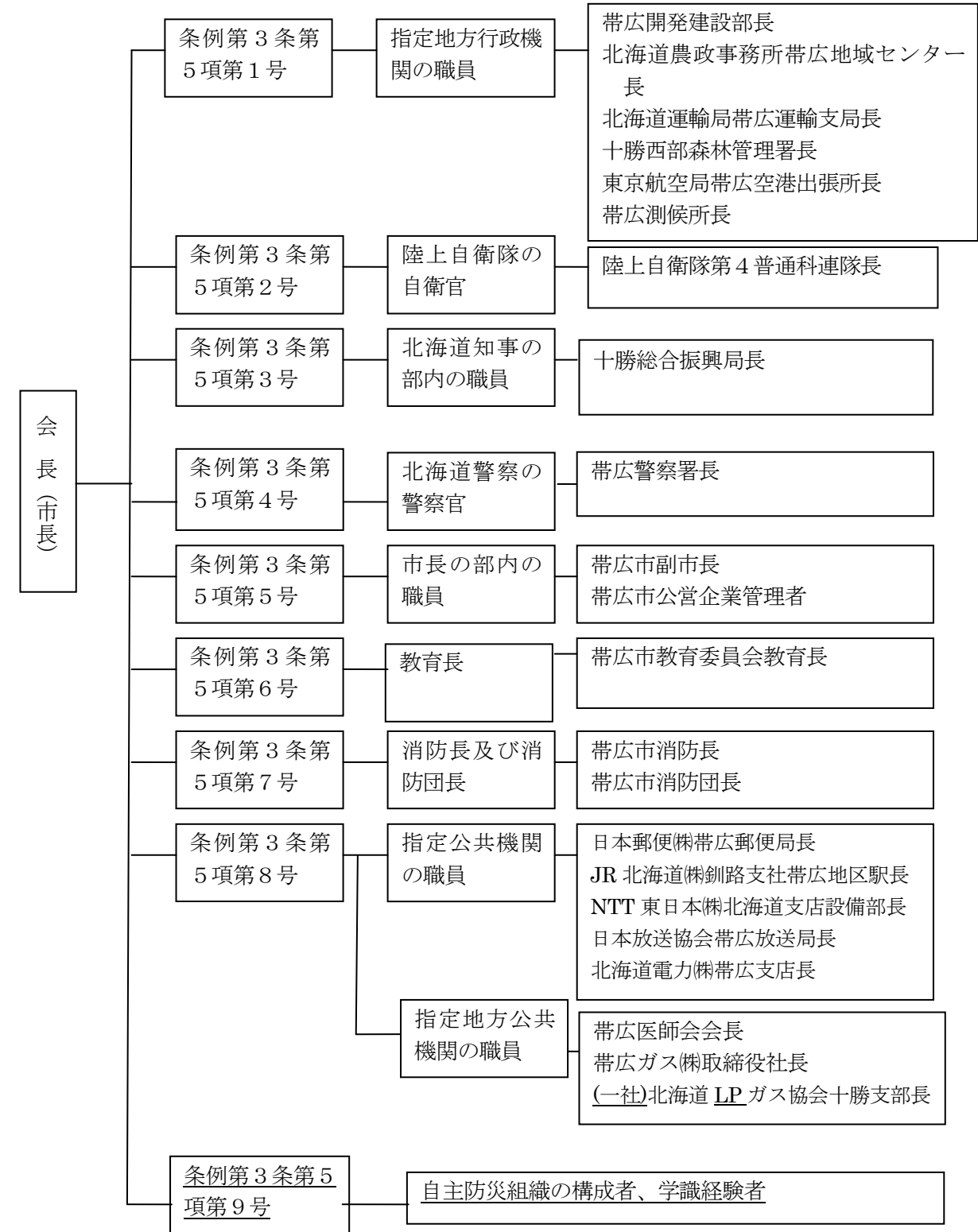
第1章 第7節 6頁	<p>第7節 市民及び事業所の基本的責務</p> <p>「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。市民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特に、いつでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実させる必要があり、その実践を促進する市民運動を展開することが必要であるため、市民及び事業所の基本的責務を次のとおり定める。</p> <p>1 市民の責務</p> <p>地域において、素早く確実な安否確認が行なうとともに、被害の拡大防止や軽減を図るため平常時から災害への備えを行い、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。</p> <p>(1) 平常時の備え</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認</li> <li>② <u>飲料水、食糧等の家庭内備蓄、救急用品等の非常持出用品の準備</u></li> <li>③ 隣近所との相互協力関係のかん養</li> <li>④ 地域における災害の危険性の把握</li> <li>⑤ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得</li> <li>⑥ 災害時要援護者への配慮</li> <li>⑦ 自主防災組織の結成</li> </ol> <p>2 事業所の責務</p> <p><u>従業員及び施設利用者の安全確保を図るとともに、経済活動の維持、地域住民への貢献など、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。</u></p> <p>(1) 平常時の備え</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 災害時行動マニュアルの作成</li> <li>② 従業員の安全の確保</li> <li>③ 施設利用者の安全の確保</li> <li>④ 防災体制の整備</li> <li>⑤ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施</li> </ol> <p>(2) 災害時の対策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業所の被災状況の把握</li> <li>② 従業員及び施設利用者への災害情報の提供</li> <li>③ 施設利用者の避難誘導</li> <li>④ 従業員及び施設利用者の救助</li> <li>⑤ 初期消火活動等の応急対策</li> <li>⑥ ボランティア活動への支援等、地域への貢献</li> </ol>	<p>第8節 市民及び事業所の基本的責務</p> <p>「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。市民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特に、いつでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実させる必要があり、<u>災害に関する知識と各自の防災・減災に習熟し、その実践を促進する市民運動を展開することが必要であるため、市民及び事業所の基本的責務を次のとおり定める。</u></p> <p>1 市民の責務</p> <p>地域において、素早く確実な安否確認が行なうとともに、被害の拡大防止や軽減を図るため平常時から災害への備えを行い、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。</p> <p>(1) 平常時の備え</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認</li> <li>② <u>3日分の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持ち出し品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備</u></li> <li>③ 隣近所との相互協力関係のかん養</li> <li>④ 地域における災害の危険性の把握</li> <li>⑤ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得</li> <li>⑥ 災害時要援護者への配慮</li> <li>⑦ 自主防災組織の結成</li> </ol> <p>2 事業所の責務</p> <p><u>日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施しなければならない。</u></p> <p><u>このため、従業員及び施設利用者の安全確保、二次災害の防止、経済活動の維持、地域への貢献・地域との共生等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、道、市、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力するなど、防災活動の推進に努めるものとする。</u></p> <p>(1) 平常時の備え</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 災害時行動マニュアルの作成</li> <li>② 従業員の安全の確保</li> <li>③ 施設利用者の安全の確保</li> <li>④ 防災体制の整備</li> <li>⑤ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施</li> <li>⑥ <u>地域で行う防災対策への協力</u></li> </ol> <p>(2) 災害時の対策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業所の被災状況の把握</li> <li>② 従業員及び施設利用者への災害情報の提供</li> <li>③ 施設利用者の避難誘導</li> </ol>	<p>防災基本計画の修正に伴う追記(防災教育の強化)</p> <p>具体的な内容の記述(道地域防災計画に準拠)</p> <p>災害対策基本法の改正に伴う追記(事業所の責務)</p>
------------------	--	---	--

		<p>④ 従業員及び施設利用者の救助  ⑤ 初期消火活動等の応急対策  ⑥ <u>地域での初期消火活動・救出・救護等の協力</u>  ⑦ <u>ボランティア活動への支援等、地域への貢献</u></p>	
<p>第3章  第1節  15頁</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 防災組織</b></p> <p><b>第1節 組織計画</b>  本市における防災行政を円滑に運営するための組織として、帯広市防災会議を恒常的に設置するとともに、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、<u>帯広市災害対策本部を設置して、応急対策活動等を実施するものとする。</u>  <u>また、その他雪害、航空災害などの特殊災害の発生に対処するため、それぞれ対策本部を設置し応急活動及び救護活動を行うものとする。</u></p> <p>1 帯広市防災会議  (1) 帯広市防災会議は、市長を会長とし、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づく帯広市防災会議条例（昭和38年4月1日条例第1号）第3条第5項に定める者を委員として組織するものであり、<u>本市における災害に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに災害情報の収集、機関相互間の連絡調整等を行うものである。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 防災組織</b></p> <p><b>第1節 組織計画</b>  本市における防災行政を円滑に運営するための組織として、帯広市防災会議を恒常的に設置するとともに、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、<u>各機関はそれぞれ災害対策本部等を設置して、応急対策活動等を実施するものとする。</u></p> <p>1 帯広市防災会議  (1) 帯広市防災会議は、市長を会長とし、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づく帯広市防災会議条例（昭和38年4月1日条例第1号）第3条第5項に定める者を委員として組織するものであり、<u>その所掌事務としては、帯広市地域防災計画の作成及びその実施の推進、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議及び意見を述べること等を任務とするものである。</u></p>	<p>帯広市防災会議条例の一部改正による修正</p>

(3) 防災会議の構成



(3) 防災会議の構成



災害対策基本法及び市条例の改正に係る追記(新たな構成員の追加)

<p>第3章 第2節 20頁</p>	<p>第2節 非常配備態勢 1 非常配備態勢の種類と基準 「非常配備の種類と配備基準」 水害、一般災害関係（地震災害を除く。） …省略…</p> <table border="1" data-bbox="231 411 1365 604"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>&lt;第3種非常配備態勢&gt;</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配備基準</td> <td>(1) 市全域にわたり甚大な被害をもたらす災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。</td> </tr> <tr> <td>…以下省略…</td> <td>…以下省略…</td> </tr> </tbody> </table>	種別	<第3種非常配備態勢>	配備基準	(1) 市全域にわたり甚大な被害をもたらす災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。	…以下省略…	…以下省略…	<p>第2節 非常配備態勢 1 非常配備態勢の種類と基準 「非常配備の種類と配備基準」 水害、一般災害関係（地震災害を除く。） …省略…</p> <table border="1" data-bbox="1469 411 2602 604"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>&lt;第3種非常配備態勢&gt;</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配備基準</td> <td>(1) 気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する特別警報を受けたとき。 (2) 市全域にわたり甚大な被害をもたらす災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。</td> </tr> <tr> <td>…以下省略…</td> <td>…以下省略…</td> </tr> </tbody> </table>	種別	<第3種非常配備態勢>	配備基準	(1) 気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する特別警報を受けたとき。 (2) 市全域にわたり甚大な被害をもたらす災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。	…以下省略…	…以下省略…	<p>気象業務法の改正に伴う追記 (新たに特別警報を追加)</p>																																																																																														
種別	<第3種非常配備態勢>																																																																																																												
配備基準	(1) 市全域にわたり甚大な被害をもたらす災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。																																																																																																												
…以下省略…	…以下省略…																																																																																																												
種別	<第3種非常配備態勢>																																																																																																												
配備基準	(1) 気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する特別警報を受けたとき。 (2) 市全域にわたり甚大な被害をもたらす災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。																																																																																																												
…以下省略…	…以下省略…																																																																																																												
<p>第3章 第3節 30頁  33頁  35頁</p>	<p>第3節 帯広市災害対策本部 別表2 部班の編成内容</p> <table border="1" data-bbox="219 709 1400 1045"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>部長</th> <th>班名</th> <th>班長</th> <th>班に属する課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市民環境部</td> <td rowspan="3">市民環境部長</td> <td>…省略…</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境保全班</td> <td>環境課長</td> <td>環境課</td> </tr> <tr> <td>…省略…</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表3 各部班の所掌事務</p> <table border="1" data-bbox="219 1155 1400 1501"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>班名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> </tr> <tr> <td>家屋調査第1班</td> <td>1 被災世帯、被災住家の被害状況の調査に関すること。 2 その他特命事項に関すること。</td> </tr> <tr> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表3 各部班の所掌事務</p> <table border="1" data-bbox="219 1537 1400 1873"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>班名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">保健福祉部</td> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> </tr> <tr> <td>第2救護班</td> <td>(3) 食糧、生活物資の配布等援助業務</td> </tr> <tr> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> </tr> <tr> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> </tr> </tbody> </table>	部名	部長	班名	班長	班に属する課	…省略…	…省略…	…省略…			市民環境部	市民環境部長	…省略…			環境保全班	環境課長	環境課	…省略…			…省略…	…省略…	…省略…			部名	班名	所掌事務	総務部	…省略…	…省略…	家屋調査第1班	1 被災世帯、被災住家の被害状況の調査に関すること。 2 その他特命事項に関すること。	…省略…	…省略…	…省略…	部名	班名	所掌事務	…省略…	…省略…	…省略…	保健福祉部	…省略…	…省略…	第2救護班	(3) 食糧、生活物資の配布等援助業務	…省略…	…省略…	…省略…	…省略…	…省略…	<p>第3節 帯広市災害対策本部 別表2 部班の編成内容</p> <table border="1" data-bbox="1457 709 2638 1077"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>部長</th> <th>班名</th> <th>班長</th> <th>班に属する課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市民環境部</td> <td rowspan="3">市民環境部長</td> <td>…省略…</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境保全班</td> <td>環境都市推進課長</td> <td>環境都市推進課 中島地区振興室</td> </tr> <tr> <td>…省略…</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表3 各部班の所掌事務</p> <table border="1" data-bbox="1457 1150 2638 1497"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>班名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> </tr> <tr> <td>家屋調査第1班</td> <td>1 被災世帯、被災住家の被害状況の調査に関すること。 2 罹災証明の発行に関すること。 3 その他特命事項に関すること。</td> </tr> <tr> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表3 各部班の所掌事務</p> <table border="1" data-bbox="1457 1533 2638 1900"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>班名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">保健福祉部</td> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> </tr> <tr> <td>第2救護班</td> <td>(3) 食料、生活物資の配布等援助業務</td> </tr> <tr> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> </tr> <tr> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> </tr> </tbody> </table>	部名	部長	班名	班長	班に属する課	…省略…	…省略…	…省略…			市民環境部	市民環境部長	…省略…			環境保全班	環境都市推進課長	環境都市推進課 中島地区振興室	…省略…			…省略…	…省略…	…省略…			部名	班名	所掌事務	総務部	…省略…	…省略…	家屋調査第1班	1 被災世帯、被災住家の被害状況の調査に関すること。 2 罹災証明の発行に関すること。 3 その他特命事項に関すること。	…省略…	…省略…	…省略…	部名	班名	所掌事務	…省略…	…省略…	…省略…	保健福祉部	…省略…	…省略…	第2救護班	(3) 食料、生活物資の配布等援助業務	…省略…	…省略…	…省略…	…省略…	…省略…	<p>市の機構改革による変更</p> <p>罹災照明の所掌事務の追記</p> <p>「食糧」は、穀物に限定されるとの誤解を招くため「食料」と表記</p>
部名	部長	班名	班長	班に属する課																																																																																																									
…省略…	…省略…	…省略…																																																																																																											
市民環境部	市民環境部長	…省略…																																																																																																											
		環境保全班	環境課長	環境課																																																																																																									
		…省略…																																																																																																											
…省略…	…省略…	…省略…																																																																																																											
部名	班名	所掌事務																																																																																																											
総務部	…省略…	…省略…																																																																																																											
	家屋調査第1班	1 被災世帯、被災住家の被害状況の調査に関すること。 2 その他特命事項に関すること。																																																																																																											
…省略…	…省略…	…省略…																																																																																																											
部名	班名	所掌事務																																																																																																											
…省略…	…省略…	…省略…																																																																																																											
保健福祉部	…省略…	…省略…																																																																																																											
	第2救護班	(3) 食糧、生活物資の配布等援助業務																																																																																																											
	…省略…	…省略…																																																																																																											
…省略…	…省略…	…省略…																																																																																																											
部名	部長	班名	班長	班に属する課																																																																																																									
…省略…	…省略…	…省略…																																																																																																											
市民環境部	市民環境部長	…省略…																																																																																																											
		環境保全班	環境都市推進課長	環境都市推進課 中島地区振興室																																																																																																									
		…省略…																																																																																																											
…省略…	…省略…	…省略…																																																																																																											
部名	班名	所掌事務																																																																																																											
総務部	…省略…	…省略…																																																																																																											
	家屋調査第1班	1 被災世帯、被災住家の被害状況の調査に関すること。 2 罹災証明の発行に関すること。 3 その他特命事項に関すること。																																																																																																											
…省略…	…省略…	…省略…																																																																																																											
部名	班名	所掌事務																																																																																																											
…省略…	…省略…	…省略…																																																																																																											
保健福祉部	…省略…	…省略…																																																																																																											
	第2救護班	(3) 食料、生活物資の配布等援助業務																																																																																																											
	…省略…	…省略…																																																																																																											
…省略…	…省略…	…省略…																																																																																																											

第3章  
第4節  
41頁

第4節 気象業務に関する計画

2 注意報、警報及び火災気象通報

1) 注意報、警報の種類、発表基準及び伝達

ア 一般向けのもの

(ア) 種類及び発表基準

… 省略 …

(b) 気象警報 (別表参照)

暴風警報	暴風によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合
暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合
大雨警報	大雨によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合
大雪警報	大雪によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合

43頁

イ 水防活動用気象注意報及び気象警報

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる注意報及び警報により代行する。

その種類は次のとおりであり、伝達は、次の系統により行う。

(ア) 種類

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
… 以下省略 …	… 以下省略 …

第4節 気象業務に関する計画

2 注意報、警報及び火災気象通報

1) 注意報、警報の種類、発表基準及び伝達

ア 一般向けのもの

(ア) 種類及び発表基準

… 省略 …

(b) 気象警報 (別表参照)

暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
暴風特別警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きいと予想される場合
暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
暴風雪特別警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きいと予想される場合
大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
大雨特別警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きいと予想される場合
大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
大雪特別警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きいと予想される場合

イ 水防活動用気象注意報及び気象警報

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる注意報及び警報により代行する。

その種類は次のとおりであり、伝達は、次の系統により行う。

(ア) 種類

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報、大雨特別警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
… 以下省略 …	… 以下省略 …

気象業務法の改正に伴う追記  
(新たに特別警報を追加)



## 別表

注意報発表基準（基準値はいずれも予想値）

注 意 報 名	基 準	
大雨	雨量基準	1時間雨量 25mm
	土壌雨量指数基準	76
洪水	雨量基準	—
	流域雨量指数基準	帯広川流域=14、売買川流域=12
	複合基準	—
強風	平均風速	12m/s
風雪	平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 25cm
雷	落雷等により被害が予想される場合	
融雪	60mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計	
濃霧	視程	200m
乾 燥	最小湿度 30% 実効湿度 60%	
なだれ	①24時間の降雪の深さ 30cm以上 ②積雪の深さ 50cm以上で日平均気温 5℃以上	
低 温	4・5・10月：（最低気温） 平年より 5℃以上低い 11～3月：（最低気温） 平年より 8℃以上低い 6～9月：（平均気温）平年より 4℃以上低い日が 2日以上継続	
霜	最低気温 3℃以下	
着氷		
着雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	

警報発表基準（基準値はいずれも予想値）

警 報 名	基 準	
大雨	(浸水害)	雨量基準 平坦地：1時間雨量 40mm 平坦地以外：1時間雨量 45mm
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準 102
洪水	雨量基準	—
	流域雨量指数基準	帯広川流域=17、売買川流域=15
	複合基準	—
暴風	平均風速	20m/s
暴風雪	平均風速	18m/s 雪による視程障害を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 40cm

## 別表

注意報発表基準（基準値はいずれも予想値）

注 意 報 名	基 準	
大雨	雨量基準	1時間雨量 25mm
	土壌雨量指数基準	78
洪水	雨量基準	—
	流域雨量指数基準	帯広川流域=14、売買川流域=12
	複合基準	—
強風	平均風速	12m/s
風雪	平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 25cm
雷	落雷等により被害が予想される場合	
融雪	60mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計	
濃霧	視程	200m
乾 燥	最小湿度 30% 実効湿度 60%	
なだれ	①24時間の降雪の深さ 30cm以上 ②積雪の深さ 50cm以上で日平均気温 5℃以上	
低 温	4・5・10月：（最低気温） 平年より 5℃以上低い 11～3月：（最低気温） 平年より 8℃以上低い 6～9月：（平均気温）平年より 4℃以上低い日が 2日以上継続	
霜	最低気温 3℃以下	
着氷		
着雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	

警報発表基準（基準値はいずれも予想値）

警 報 名	基 準	
大雨	(浸水害)	雨量基準 平坦地：1時間雨量 40mm 平坦地以外：1時間雨量 45mm
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準 117
洪水	雨量基準	—
	流域雨量指数基準	帯広川流域=17、売買川流域=15
	複合基準	—
暴風	平均風速	20m/s
暴風雪	平均風速	18m/s 雪による視程障害を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 40cm

特別警報発表基準

特 別 警 報 名	基 準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

## 第 4 章

## 第 4 章 予 防 計 画

本章は、災害対策を計画的に推進するため災害予防に必要な施策を実施し、災害発生原因の除去及び施設の整備などの計画について定める。

## 第 4 章の構成の変更

## 第 4 章 予防計画

- 第 1 節 水害予防計画
- 第 2 節 風害予防計画
- 第 3 節 雪害予防計画
- 第 4 節 融雪災害予防計画
- 第 5 節 土砂災害の予防計画
- 第 6 節 建築物災害予防計画
- 第 7 節 消防計画
- 第 8 節 食糧等の調達・確保及び防災資機材等の整備
- 第 9 節 避難体制整備計画
- 第 10 節 災害時要援護者対策計画
- 第 11 節 自主防災組織の育成等に関する計画
- 第 12 節 積雪・寒冷対策計画

## 第 4 章 災害予防計画

本章は、災害対策を計画的に推進するため災害予防に必要な施策を実施し、災害発生原因の除去及び施設の整備などの計画について定める。

## 第 4 章の構成の変更

## 第 4 章 災害予防計画

- 第 1 節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画(第 10 章から)
- 第 2 節 自主防災組織の育成等に関する計画(第 11 節から)
- 第 3 節 防災訓練計画(第 9 章から)
- 第 4 節 災害時要援護者対策計画(第 10 節から)
- 第 5 節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備(第 8 節から)
- 第 6 節 避難体制整備計画(第 9 節から)
- 第 7 節 相互応援体制整備計画(新設)
- 第 8 節 情報収集・伝達体制整備計画(新設：第 5 章第 1 節から平時の体制整備を移行)
- 第 9 節 建築物災害予防計画(第 6 節から)
- 第 10 節 消防計画(第 7 節から)
- 第 11 節 水害予防計画(第 1 節から)
- 第 12 節 風害予防計画(第 2 節から)
- 第 13 節 雪害予防計画(第 3 節から)
- 第 14 節 融雪災害予防計画(第 4 節から)
- 第 15 節 土砂災害の予防計画(第 15 節から)
- 第 16 節 積雪・寒冷対策計画(第 12 節から)

他章(災害応急対策計画等)とあわせる。

自助・共助・公助の役割分担から再整理

第4章 第1節 49頁	第1節 水害予防計画	(2) 水防(消防)機関の非常配備と態勢	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>配 備 の 時 期</th> <th>配 備 の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待機 (第一非常配備)</td> <td>1 大雨警報、洪水警報が発表され、又は河川等の状況により、消防職員、団員を待機させる必要があると認めたとき。 2 十勝川、札内川水防警報(待機)が発表されたとき。 3 北海道知事が必要と認めて指示したとき。</td> <td>1 水位の上昇が予想されるなど状況に応じて直ちに出勤できるよう非直の職員に対し待機を指示する。 2 消防団長は、副団長、分団長及び少数の団員に対し、水位の上昇が予想されるなど、状況に応じて直ちに出勤できるよう待機を指示する。 3 分団長は、担当水防区域に関する警戒を行う。</td> </tr> <tr> <td>準備 (第二非常配備)</td> <td>1 大雨警報、洪水警報が発表され、又は河川等の状況により、水防活動の準備が必要と認めたとき。 2 十勝川、札内川水防警報(準備)が発表されたとき。 3 北海道知事が必要と認めて指示したとき。</td> <td>1 必要に応じて非直の職員及び団員を招集し、水防資機材等の整備、水防隊の編成等を行い、直ちに水防活動を実施できる態勢を整える。</td> </tr> <tr> <td>出勤 (第三非常配備)</td> <td>1 大雨警報、はん濫警戒情報が発表され、又は雨量水位、流量、その他の状況により、堤防の水が溢れたり、決壊等のおそれがあるとき。 2 十勝川、札内川水防警報(出勤)が発表されるとき。 3 北海道知事が必要と認めて指示したとき。</td> <td>1 職員及び団員の全員を招集し、水防隊を編成のうえ、出勤させ、現地パトロール、水防活動を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	配 備 の 時 期	配 備 の 内 容	待機 (第一非常配備)	1 大雨警報、洪水警報が発表され、又は河川等の状況により、消防職員、団員を待機させる必要があると認めたとき。 2 十勝川、札内川水防警報(待機)が発表されたとき。 3 北海道知事が必要と認めて指示したとき。	1 水位の上昇が予想されるなど状況に応じて直ちに出勤できるよう非直の職員に対し待機を指示する。 2 消防団長は、副団長、分団長及び少数の団員に対し、水位の上昇が予想されるなど、状況に応じて直ちに出勤できるよう待機を指示する。 3 分団長は、担当水防区域に関する警戒を行う。	準備 (第二非常配備)	1 大雨警報、洪水警報が発表され、又は河川等の状況により、水防活動の準備が必要と認めたとき。 2 十勝川、札内川水防警報(準備)が発表されたとき。 3 北海道知事が必要と認めて指示したとき。	1 必要に応じて非直の職員及び団員を招集し、水防資機材等の整備、水防隊の編成等を行い、直ちに水防活動を実施できる態勢を整える。	出勤 (第三非常配備)	1 大雨警報、はん濫警戒情報が発表され、又は雨量水位、流量、その他の状況により、堤防の水が溢れたり、決壊等のおそれがあるとき。 2 十勝川、札内川水防警報(出勤)が発表されるとき。 3 北海道知事が必要と認めて指示したとき。	1 職員及び団員の全員を招集し、水防隊を編成のうえ、出勤させ、現地パトロール、水防活動を実施する。	第1.1節 水害予防計画	(2) 水防(消防)機関の非常配備と態勢	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>配 備 の 時 期</th> <th>配 備 の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待機 (第一非常配備)</td> <td>1 大雨警報、洪水警報が発表され、又は河川等の状況により、消防職員、団員を待機させる必要があると認めたとき。 2 十勝川、札内川水防警報(待機)が発表されたとき。 3 北海道知事が必要と認めて指示したとき。</td> <td>1 水位の上昇が予想されるなど状況に応じて直ちに出勤できるよう非直の職員に対し待機を指示する。 2 消防団長は、副団長、分団長及び少数の団員に対し、水位の上昇が予想されるなど、状況に応じて直ちに出勤できるよう待機を指示する。 3 分団長は、担当水防区域に関する警戒を行う。</td> </tr> <tr> <td>準備 (第二非常配備)</td> <td>1 大雨警報、洪水警報が発表され、又は河川等の状況により、水防活動の準備が必要と認めたとき。 2 十勝川、札内川水防警報(準備)が発表されたとき。 3 北海道知事が必要と認めて指示したとき。</td> <td>1 必要に応じて非直の職員及び団員を招集し、水防資機材等の整備、水防隊の編成等を行い、直ちに水防活動を実施できる態勢を整える。</td> </tr> <tr> <td>出勤 (第三非常配備)</td> <td>1 大雨警報、大雨特別警報、はん濫警戒情報が発表され、又は雨量水位、流量、その他の状況により、堤防の水が溢れたり、決壊等のおそれがあるとき。 2 十勝川、札内川水防警報(出勤)が発表されるとき。 3 北海道知事が必要と認めて指示したとき。</td> <td>1 職員及び団員の全員を招集し、水防隊を編成のうえ、出勤させ、現地パトロール、水防活動を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	配 備 の 時 期	配 備 の 内 容	待機 (第一非常配備)	1 大雨警報、洪水警報が発表され、又は河川等の状況により、消防職員、団員を待機させる必要があると認めたとき。 2 十勝川、札内川水防警報(待機)が発表されたとき。 3 北海道知事が必要と認めて指示したとき。	1 水位の上昇が予想されるなど状況に応じて直ちに出勤できるよう非直の職員に対し待機を指示する。 2 消防団長は、副団長、分団長及び少数の団員に対し、水位の上昇が予想されるなど、状況に応じて直ちに出勤できるよう待機を指示する。 3 分団長は、担当水防区域に関する警戒を行う。	準備 (第二非常配備)	1 大雨警報、洪水警報が発表され、又は河川等の状況により、水防活動の準備が必要と認めたとき。 2 十勝川、札内川水防警報(準備)が発表されたとき。 3 北海道知事が必要と認めて指示したとき。	1 必要に応じて非直の職員及び団員を招集し、水防資機材等の整備、水防隊の編成等を行い、直ちに水防活動を実施できる態勢を整える。	出勤 (第三非常配備)	1 大雨警報、大雨特別警報、はん濫警戒情報が発表され、又は雨量水位、流量、その他の状況により、堤防の水が溢れたり、決壊等のおそれがあるとき。 2 十勝川、札内川水防警報(出勤)が発表されるとき。 3 北海道知事が必要と認めて指示したとき。	1 職員及び団員の全員を招集し、水防隊を編成のうえ、出勤させ、現地パトロール、水防活動を実施する。	気象業務法の改正に伴う追記 (新たに特別警報を追加)
種類	配 備 の 時 期	配 備 の 内 容																													
待機 (第一非常配備)	1 大雨警報、洪水警報が発表され、又は河川等の状況により、消防職員、団員を待機させる必要があると認めたとき。 2 十勝川、札内川水防警報(待機)が発表されたとき。 3 北海道知事が必要と認めて指示したとき。	1 水位の上昇が予想されるなど状況に応じて直ちに出勤できるよう非直の職員に対し待機を指示する。 2 消防団長は、副団長、分団長及び少数の団員に対し、水位の上昇が予想されるなど、状況に応じて直ちに出勤できるよう待機を指示する。 3 分団長は、担当水防区域に関する警戒を行う。																													
準備 (第二非常配備)	1 大雨警報、洪水警報が発表され、又は河川等の状況により、水防活動の準備が必要と認めたとき。 2 十勝川、札内川水防警報(準備)が発表されたとき。 3 北海道知事が必要と認めて指示したとき。	1 必要に応じて非直の職員及び団員を招集し、水防資機材等の整備、水防隊の編成等を行い、直ちに水防活動を実施できる態勢を整える。																													
出勤 (第三非常配備)	1 大雨警報、はん濫警戒情報が発表され、又は雨量水位、流量、その他の状況により、堤防の水が溢れたり、決壊等のおそれがあるとき。 2 十勝川、札内川水防警報(出勤)が発表されるとき。 3 北海道知事が必要と認めて指示したとき。	1 職員及び団員の全員を招集し、水防隊を編成のうえ、出勤させ、現地パトロール、水防活動を実施する。																													
種類	配 備 の 時 期	配 備 の 内 容																													
待機 (第一非常配備)	1 大雨警報、洪水警報が発表され、又は河川等の状況により、消防職員、団員を待機させる必要があると認めたとき。 2 十勝川、札内川水防警報(待機)が発表されたとき。 3 北海道知事が必要と認めて指示したとき。	1 水位の上昇が予想されるなど状況に応じて直ちに出勤できるよう非直の職員に対し待機を指示する。 2 消防団長は、副団長、分団長及び少数の団員に対し、水位の上昇が予想されるなど、状況に応じて直ちに出勤できるよう待機を指示する。 3 分団長は、担当水防区域に関する警戒を行う。																													
準備 (第二非常配備)	1 大雨警報、洪水警報が発表され、又は河川等の状況により、水防活動の準備が必要と認めたとき。 2 十勝川、札内川水防警報(準備)が発表されたとき。 3 北海道知事が必要と認めて指示したとき。	1 必要に応じて非直の職員及び団員を招集し、水防資機材等の整備、水防隊の編成等を行い、直ちに水防活動を実施できる態勢を整える。																													
出勤 (第三非常配備)	1 大雨警報、大雨特別警報、はん濫警戒情報が発表され、又は雨量水位、流量、その他の状況により、堤防の水が溢れたり、決壊等のおそれがあるとき。 2 十勝川、札内川水防警報(出勤)が発表されるとき。 3 北海道知事が必要と認めて指示したとき。	1 職員及び団員の全員を招集し、水防隊を編成のうえ、出勤させ、現地パトロール、水防活動を実施する。																													
第4章 第2節 59頁	第2節 風害予防計画	第1.2節 風害予防計画																													
第4章 第3節 60頁	第3節 雪害予防計画	第1.3節 雪害予防計画																													
第4章 第4節 66頁	第4節 融雪災害予防計画	第1.4節 融雪災害予防計画																													

第4章  
第5節  
67頁第5節 土砂災害の予防計画  
1 予防対策

地すべり危険区域

(平成23年2月現在)

危険区域の現況			法令等における指定状況			整備計画		備考
地区名	場所	危険区域面積 (ha)	指定機関	法令名	指 定年月日	実施機関	摘 要	
第二・五線沢川	岩内町	1				北海道	一部施工	
五線沢線沿地域	岩内町	30				北海道	一部施工	
岩内地区	岩内町	0.5				北海道	一部施工	

急傾斜地崩壊危険区域

(平成23年2月現在)

危険区域の現況			法令等における指定状況			整備計画		備考
地区名	場所	危険区域面積 (ha)	指定機関	法令名	指 定年月日	実施機関	摘 要	
岩内仙峡吊橋	岩内町					北海道		
岩内仙峡レストハウス	岩内町					北海道		
川西7号	川西町					北海道		
拓成	拓成町					北海道		
西岩戸	岩内町					北海道		

土石流危険区域

(平成23年2月現在)

危険区域の現況				整備計画		備考
区域名	水系名	河川名	溪流名	実施機関	摘 要	
岩内町	十勝川	岩内川	第一岩内橋の沢川	北海道	一部施工	
岩内町	十勝川	戸蔦別川	西岩戸の沢川	北海道	一部施工	
拓成町	十勝川	戸蔦別川	拓成橋の沢川	北海道		
拓成町	十勝川	戸蔦別川	ピリカペタヌ沢川	北海道		
拓成町	十勝川	戸蔦別川	拓成橋西の沢川	北海道		
拓成町	十勝川	戸蔦別川	川西発電所の沢川	北海道		

第4章  
第6節  
68頁

## 第6節 建築物災害予防計画

第15節 土砂災害の予防計画  
1 予防対策

地すべり危険区域削除

急傾斜地崩壊危険区域

(平成25年10月現在)

危険区域の現況			法令等における指定状況			整備計画		備考
地区名	場所	危険区域面積 (ha)	指定機関	法令名	指 定年月日	実施機関	摘 要	
岩内仙峡吊橋	岩内町					北海道		
岩内仙峡レストハウス	岩内町					北海道		
川西7号	川西町					北海道		
拓成	拓成町					北海道		
西岩戸	岩内町					北海道		

土石流危険区域

(平成25年10月現在)

危険区域の現況				整備計画		備考
区域名	水系名	河川名	溪流名	実施機関	摘 要	
岩内町	十勝川	岩内川	第一岩内橋の沢川	北海道	一部施工	
岩内町	十勝川	戸蔦別川	西岩戸の沢川	北海道	一部施工	
拓成町	十勝川	戸蔦別川	拓成橋の沢川	北海道		
拓成町	十勝川	戸蔦別川	ピリカペタヌ沢川	北海道		
拓成町	十勝川	戸蔦別川	拓成橋西の沢川	北海道		
拓成町	十勝川	戸蔦別川	川西発電所の沢川	北海道		

## 第9節 建築物災害予防計画

現在、地すべり危険区域は確認されていないことから削除

時点修正

第4章  
第7節  
69頁

第7節 消防計画

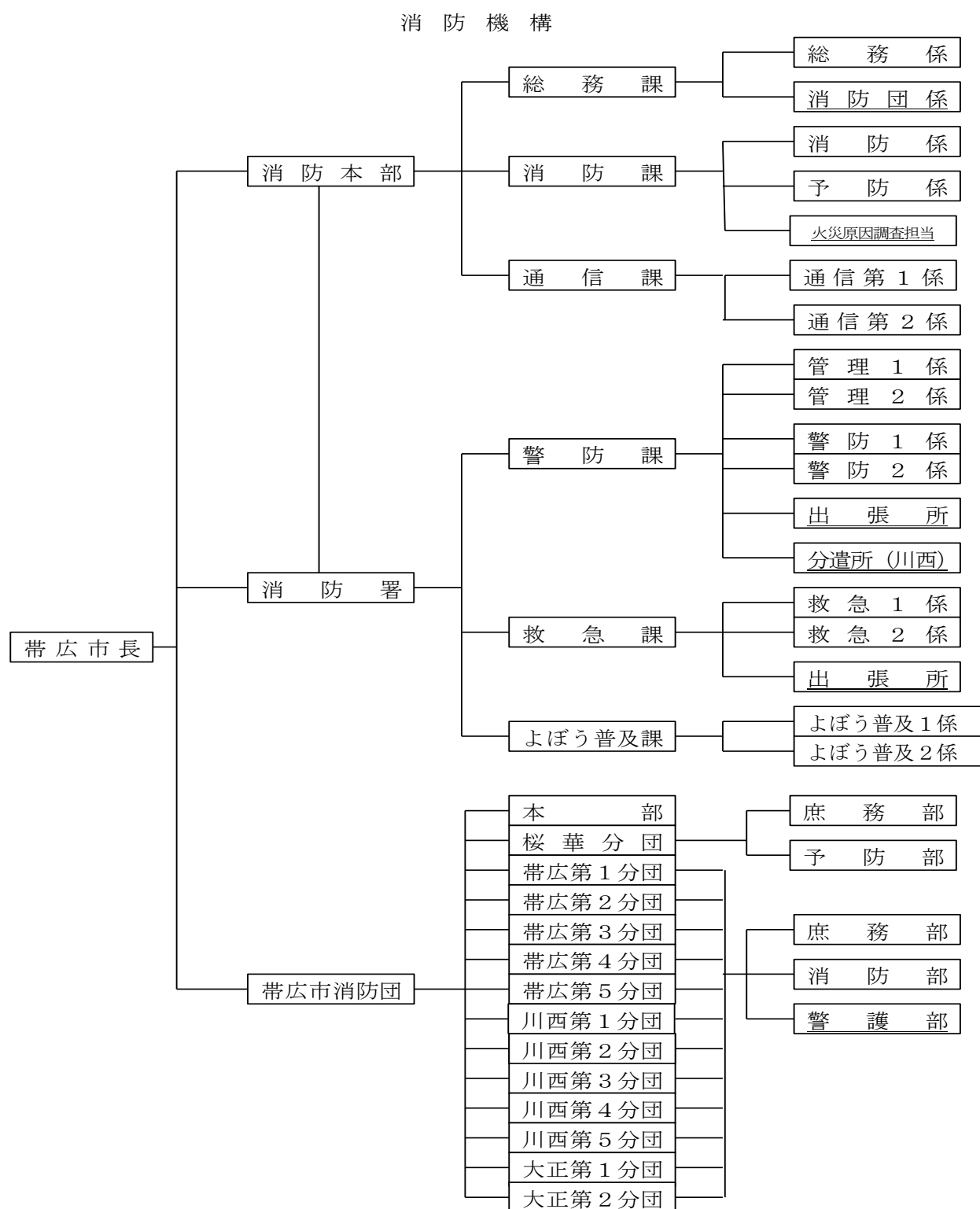
1 組織計画

(2) 非常時の組織機構

非常災害時の消防機関の防除活動、情報収集、災害通報及び消防広報等の諸活動を迅速かつ的確に遂行するため、帯広市警防規程第11条第9号の規定による非常時災害警防計画に基づく消防体制をとるものとする。

72頁

別表1



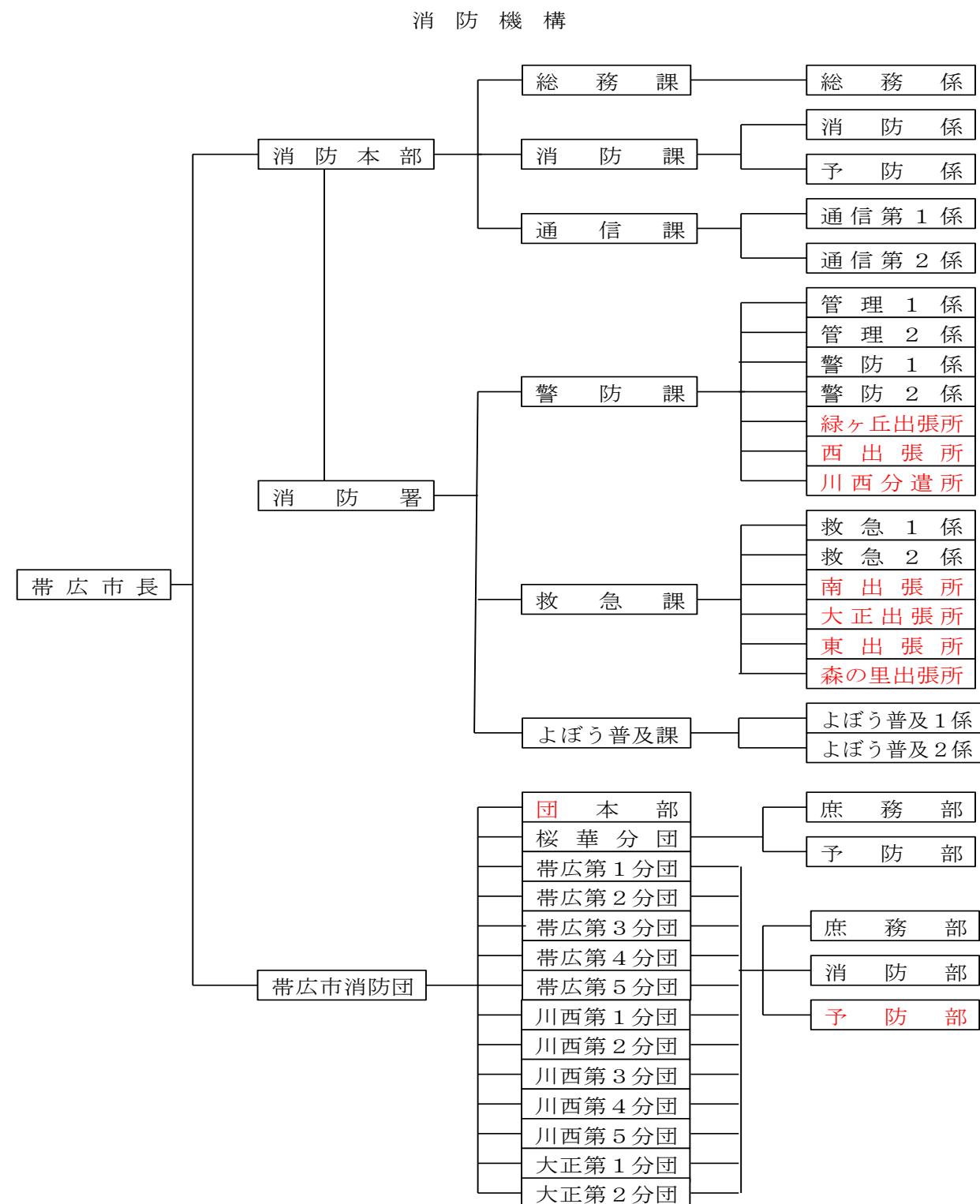
第10節 消防計画

1 組織計画

(2) 非常時の組織機構

非常災害時の消防機関の防除活動、情報収集、災害通報及び消防広報等の諸活動を迅速かつ的確に遂行するため、帯広市警防規程第8条第1号の規定による非常時災害警防計画に基づく消防体制をとるものとする。

別表1



訂正

消防年報(帯広市消防本部)に整合

別表2  
現有施設状況

## (1) 庁舎

名 称	所 在 地
消防本部	西6南6
消防署	西6南6
緑ヶ丘出張所	緑ヶ丘東通西1
西出張所	西19北1
南出張所	西17南41
大正出張所	大正本町西1
東出張所	東7南11
森の里出張所	西22南4
川西分遣所	清川町2-128

名 称		所 在 地	
帯 広 地 域 市 消 防 団	団本部	西6南6 消防本部内	
	帯 広 地 域	第1分団	東7南11 東出張所内
		第2分団	西17南41 南出張所内
		第3分団	緑ヶ丘東通西1 緑ヶ丘出張所内
		第4分団	西4北2 北福祉センター内
		第5分団	西23南1
	川 西 地 域	第1分団	川西町西2-9
		第2分団	上帯広町西1-76
		第3分団	広野町西2-149
		第4分団	清川町西2-128 川西分遣所内
		第5分団	上清川町西1-183
	大 正 地 域	第1分団	大正本町西1 大正出張所内
		第2分団	愛国町基線41-85

別表2  
現有施設状況

## (1) 庁舎

名 称	所 在 地
消防本部	西6条南6丁目3-1
消防署	西6条南6丁目3-1
緑ヶ丘出張所	緑ヶ丘東通西1
西出張所	西19条北1丁目6-5
南出張所	西17条南41丁目5-9
大正出張所	大正本町西1条1丁目2-3
東出張所	東7条南11丁目1-3
森の里出張所	西22条南4丁目1-3
川西分遣所	清川町西2線128-10

名 称		所 在 地	
帯 広 地 域 市 消 防 団	団本部	西6条南6丁目3-1 消防本部内	
	帯 広 地 域	桜華分団	西6条南6丁目3-1 消防本部内
		第1分団	東7条南11丁目3-1 東出張所内
		第2分団	西17条南41丁目5-9 南出張所内
		第3分団	緑ヶ丘東通西1 緑ヶ丘出張所内
		第4分団	西4条北2丁目5-1 北福祉センター内
	川 西 地 域	第5分団	西23条南1丁目101
		第1分団	川西町西2線59-43
		第2分団	上帯広町西1線76-5
		第3分団	広野町西2線149-6
		第4分団	清川町西2線128-10 川西分遣所内
	大 正 地 域	第5分団	上清川町西1線183-21
		第1分団	大正本町西1条1丁目2-3 大正出張所内
	第2分団	愛国町基線41-85	

消防年報(帯  
広市消防本  
部)に整合

第 4 章  
第 7 節  
74 頁

(2) 消防職員・団員及び消防機械

人員・機械	職員 団員 数	機 械							合 計	
		水槽付消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	梯子車	屈折梯子車	化学車	救助工作車	救急車		その他車両
本部・署・団										
消防本部	43								4	4
消防署直轄	85	1	1	1	1		1	2	5	12
緑ヶ丘出張所	12	1								1
西出張所	12					1				1
南出張所	26	2						1	1	4
大正出張所	12	1						1		2
東出張所	20	1						1		2
森の里出張所	20					1		1		2
川西分遣所	2								1	1
小計	232	6	1	1	1	2	1	6	11	29
団本部	20									0
帯広第 1 分団	30		1							1
帯広第 2 分団	28		1							1
帯広第 3 分団	26		1							1
帯広第 4 分団	21		1							1
帯広第 5 分団	28		1							1
川西第 1 分団	26	1								1
川西第 2 分団	26	1								1
川西第 3 分団	26	1								1
川西第 4 分団	26	1								1
川西第 5 分団	21	1								1
大正第 1 分団	45	1								1
大正第 2 分団	30	1								1
小計	353	7	5							12
合 計	585	13	6	1	1	2	1	6	11	41

(2) 消防職員・団員及び消防車両

人員・車両	職員 団員 数	水槽付消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	機 械			救助工作車	高規格救急車	指揮車	その他車両	合 計	
				小型動力ポンプ付水槽車	はしご車	屈折はしご車						化学車
本部・署・団												
消防本部	45									4	4	
本 署	82	1	1		1	1	1	2	1	4	13	
緑ヶ丘出張所	12	1									1	
西出張所	12	1									1	
南出張所	26	1		1				1			3	
大正出張所	12	1						1			2	
東出張所	20	1						1			2	
森の里出張所	20						1	1			2	
川西分遣所	2									1	1	
小計	231	6	1	1	1	1	2	1	6	1	29	
団 本 部	6											
桜華分団	21											
帯広第 1 分団	29		1								1	
帯広第 2 分団	22		1								1	
帯広第 3 分団	22		1								1	
帯広第 4 分団	34		1								1	
帯広第 5 分団	30		1								1	
川西第 1 分団	26	1									1	
川西第 2 分団	25	1									1	
川西第 3 分団	26	1									1	
川西第 4 分団	25	1									1	
川西第 5 分団	19	1									1	
大正第 1 分団	42	1									1	
大正第 2 分団	26	1									1	
小計	353	7	5								12	
合 計	584	13	6	1	1	1	2	1	6	1	9	41

※平成 25 年 9 月 30 日現在

消防年報(帯  
広市消防本  
部)に整合  
及び時点修  
正

第4章 第7節 75頁	<p>(3) 水利</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>基数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消火栓</td> <td>公設</td> <td><u>1743</u></td> <td rowspan="2"><u>1831</u></td> </tr> <tr> <td>私設</td> <td><u>88</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防火水槽</td> <td>公設</td> <td><u>44</u></td> <td rowspan="2"><u>126</u></td> </tr> <tr> <td>私設</td> <td><u>82</u></td> </tr> <tr> <td>井戸</td> <td>公設</td> <td colspan="2">44</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成24年12月31日現在</p>			基数	合計	消火栓	公設	<u>1743</u>	<u>1831</u>	私設	<u>88</u>	防火水槽	公設	<u>44</u>	<u>126</u>	私設	<u>82</u>	井戸	公設	44		<p>(3) 水利</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>基数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消火栓</td> <td>公設</td> <td><u>1744</u></td> <td rowspan="2"><u>1832</u></td> </tr> <tr> <td>私設</td> <td><u>88</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防火水槽</td> <td>公設</td> <td><u>47</u></td> <td rowspan="2"><u>130</u></td> </tr> <tr> <td>私設</td> <td><u>83</u></td> </tr> <tr> <td>井戸</td> <td>公設</td> <td colspan="2">44</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成25年9月30日現在</p>			基数	合計	消火栓	公設	<u>1744</u>	<u>1832</u>	私設	<u>88</u>	防火水槽	公設	<u>47</u>	<u>130</u>	私設	<u>83</u>	井戸	公設	44		時点修正
		基数	合計																																								
消火栓	公設	<u>1743</u>	<u>1831</u>																																								
	私設	<u>88</u>																																									
防火水槽	公設	<u>44</u>	<u>126</u>																																								
	私設	<u>82</u>																																									
井戸	公設	44																																									
		基数	合計																																								
消火栓	公設	<u>1744</u>	<u>1832</u>																																								
	私設	<u>88</u>																																									
防火水槽	公設	<u>47</u>	<u>130</u>																																								
	私設	<u>83</u>																																									
井戸	公設	44																																									
第4章 第8節 76頁           77頁	<p><b>第8節 食糧等の調達・確保及び防災資機材等の整備</b></p> <p>災害時には、時間の経過とともに食糧等をはじめ様々な物資の確保や応急資機材が必要となってくる。 … 省略 …</p> <p><b>1 食糧等の確保</b></p> <p>(1) 市は、予め食糧関係機関及び保有業者と食糧調達に関する協定を締結するなど、備蓄・調達体制を整備し、災害時における食糧の確保に努めるものとする。 また、市長は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努めるものとする。</p> <p>(2) 市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、<u>2～3日分の食糧及び飲料水の備蓄に努めるよう啓発を行うものとする。</u></p> <p><b>2 備蓄倉庫及び分散備蓄の状況</b></p> <p>(2) 農村部の備蓄拠点づくり 農村部に救援物資の備蓄拠点を設ける必要があることから、大正農業者トレーニングセンターを活用するとともに、救援物資の供給体制等の万全を期するものとする。なお、平成21年度以降については、避難所ごとに防災資機材、及び<u>非常用食糧等の整備に努めている</u>。</p> <p><b>3 企業・業界団体との優先供給協定等の締結</b></p> <p>災害救援用物資の備蓄には、保管場所や保存期間等の関係から、帯広市のみで備蓄するには自ずと限界がある。また、積雪寒冷の地にある本市の地域特性から冬期間での災害発生に対応する暖房機器等や暖房用燃料確保については具体的対策が不可欠である。 さらに、物資等の輸送供給にも十分な対応ができないことが予測されることから、関係する民間企業や業界団体等とあらかじめ協定を締結し、<u>食糧</u>や応急物資の確保に万全を期しているところである。</p>	<p><b>第5節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備</b></p> <p>災害時には、時間の経過とともに食料等をはじめ様々な物資の確保や応急資機材が必要となってくる。 … 省略 …</p> <p><b>1 食料等の確保</b></p> <p>(1) 市は、予め食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料の確保に努めるものとする。 また、市長は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努めるものとする。</p> <p>(2) 市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、<u>3日分の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄に努めるよう啓発を行うものとする。</u></p> <p><b>2 備蓄倉庫及び分散備蓄の状況</b></p> <p>(2) 農村部の備蓄拠点づくり 農村部に救援物資の備蓄拠点を設ける必要があることから、大正農業者トレーニングセンターを活用するとともに、救援物資の供給体制等の万全を期するものとする。なお、平成21年度以降については、避難所ごとに防災資機材、及び<u>非常用食料等の整備に努めている</u>。</p> <p><b>3 企業・業界団体との優先供給協定等の締結</b></p> <p>災害救援用物資の備蓄には、保管場所や保存期間等の関係から、帯広市のみで備蓄するには自ずと限界がある。また、積雪寒冷の地にある本市の地域特性から冬期間での災害発生に対応する暖房機器等や暖房用燃料確保については具体的対策が不可欠である。 さらに、物資等の輸送供給にも十分な対応ができないことが予測されることから、関係する民間企業や業界団体等とあらかじめ協定を締結し、<u>食料</u>や応急物資の確保に万全を期しているところである。</p>	<p>「食糧」は、穀物に限定されるとの誤解を招くため「食料」と表記</p> <p>道地域防災計画に準拠</p>																																								



第4章 第8節 77頁	<p>(1) 企業・団体との優先供給協定等の締結状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定の名称</th> <th>協定締結企業・団体名称</th> <th>協定締結年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> </tr> <tr> <td>災害時における石油類等の優先供給に関する協定</td> <td>帯広地方石油業協同組合</td> <td>平成24年6月4日</td> </tr> <tr> <td>災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定</td> <td>北海道建設機械レンタル協会帯広支部</td> <td>平成24年11月9日</td> </tr> </tbody> </table>	協定の名称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日	…省略…	…省略…	…省略…	災害時における石油類等の優先供給に関する協定	帯広地方石油業協同組合	平成24年6月4日	災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定	北海道建設機械レンタル協会帯広支部	平成24年11月9日	<p>(1) 企業・団体との優先供給協定等の締結状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定の名称</th> <th>協定締結企業・団体名称</th> <th>協定締結年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> </tr> <tr> <td>災害時における石油類等の優先供給に関する協定</td> <td>帯広地方石油業協同組合</td> <td>平成24年6月4日</td> </tr> <tr> <td>災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定</td> <td>北海道建設機械レンタル協会帯広支部</td> <td>平成24年11月9日</td> </tr> <tr> <td>災害時における飲料の供給に関する協定</td> <td>(株)伊藤園</td> <td>平成25年6月7日</td> </tr> <tr> <td>災害時における量の供給に関する協定</td> <td>(株)伊吹量内装</td> <td>平成25年10月21日</td> </tr> </tbody> </table>	協定の名称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日	…省略…	…省略…	…省略…	災害時における石油類等の優先供給に関する協定	帯広地方石油業協同組合	平成24年6月4日	災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定	北海道建設機械レンタル協会帯広支部	平成24年11月9日	災害時における飲料の供給に関する協定	(株)伊藤園	平成25年6月7日	災害時における量の供給に関する協定	(株)伊吹量内装	平成25年10月21日	協定企業の追加
協定の名称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日																															
…省略…	…省略…	…省略…																															
災害時における石油類等の優先供給に関する協定	帯広地方石油業協同組合	平成24年6月4日																															
災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定	北海道建設機械レンタル協会帯広支部	平成24年11月9日																															
協定の名称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日																															
…省略…	…省略…	…省略…																															
災害時における石油類等の優先供給に関する協定	帯広地方石油業協同組合	平成24年6月4日																															
災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定	北海道建設機械レンタル協会帯広支部	平成24年11月9日																															
災害時における飲料の供給に関する協定	(株)伊藤園	平成25年6月7日																															
災害時における量の供給に関する協定	(株)伊吹量内装	平成25年10月21日																															
第4章 第9節 80頁	<p><b>第9節 避難体制整備計画</b>  <b>4 避難計画</b>  (1) 避難計画  …省略…  オ 避難場所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項  (ア) 給水、給食措置  (イ) 毛布、寝具等の支給  (ウ) 衣料、日用必需品の支給  <u>(エ) 負傷者に対する応急救護</u>  …省略…  (2) 防災上重要な施設の管理等  …省略…  オ 保健、衛生及び給食等の実施方法</p>	<p><b>第6節 避難体制整備計画</b>  <b>4 避難計画</b>  (1) 避難計画  …省略…  オ 避難場所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項  (ア) 給水、給食措置  (イ) 毛布、寝具等の支給  (ウ) 衣料、日用必需品の支給  <u>(エ) 暖房及び発電機用燃料確保</u>  <u>(オ) 負傷者に対する応急救護</u>  …省略…  (2) 防災上重要な施設の管理等  …省略…  オ 保健、衛生及び給食等の実施方法  <u>カ 暖房及び発電機の燃料確保の方法</u></p>	燃料の確保について追記																														
第4章 第10節 82頁	<p><b>第10節 災害時要援護者対策計画</b>  <b>1 安全対策</b>  (1) 市の対策  市は、防災担当部と医療福祉担当部との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の避難支援の体制を整備し、<u>災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。</u>  <u>ア 災害時要援護者の実態を把握すること。</u></p>	<p><b>第4節 災害時要援護者対策計画</b>  <b>1 安全対策</b>  (1) 市の対策  市は、防災担当部と医療福祉担当部との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者と協力して、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の避難支援の体制を整備し、<u>災害時要援護者の支援に努めるものとする。</u>  <u>なお、市では災害に対する災害時要援護者への配慮について定めた「帯広市災害時要援護者避難支援計画(平成22年2月22日)」(以下「おびひろ避難支援プラン」という。)に基づく支援体制の確立を進める。</u>  <u>ア 災害時要援護者対象者台帳(以下「要援護者台帳」という。)の作成</u>  <u>要援護者台帳作成にあたっては、次の項目について定めるものとする。詳細については、「おびひろ避難支援プラン」に記載する。</u></p>	災害対策基本法の改正に伴う追記(新たな避難行動要支援者名簿の作成等)																														

- イ 災害時要援護者に対しては、地域ぐるみの協力のもとに、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図ること。
- ウ 災害時要援護者に対する避難誘導等の方法について、あらかじめ定めること。  
また、避難所や避難路の指定にあたっては、地域の災害時要援護者の実態に合わせて利便性や安全性を十分配慮するとともに、地域の実情に応じた防災知識等の普及・啓発等に努めること。
- エ 災害時要援護者が自らの対応能力を高めるために、災害時要援護者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図ること。

## (2) 社会福祉施設等の対策

ア 社会福祉施設等の管理者は、利用者や入所者が災害時要援護者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要であることから、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努めるものとする。

## 2 援助活動

### (2) 避難所等への移送

災害時要援護者を確認した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずるものとする。

- ア 避難所への移動  
イ 病院への移送  
ウ 施設等への緊急入所

- (ア) 要援護者台帳に記載する者の範囲  
(イ) 要援護者台帳作成に関する関係部署の役割分担  
(ウ) 要援護者台帳作成に必要な個人情報及びその入手方法  
(エ) 要援護者台帳の更新に関する事項

### イ 平常時における要援護者台帳情報の提供

平常時における要援護者台帳情報の提供については、要援護者台帳に記載されている者のうち、災害時要援護者の同意を得ている者の要援護者台帳情報とし、「おびひろ避難支援プラン」による個別計画作成協議会の構成員とする。

### ウ 要援護者台帳情報を提供する場合の配慮

要援護者台帳情報の漏えい防止のため、必要な措置を要援護者台帳情報の提供先に求め、個人の権利利益の保護に必要な措置を講ずること。

エ 災害時要援護者に対しては、地域ぐるみの協力のもとに、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図ること。

オ 災害時要援護者に対する避難誘導等の方法について、あらかじめ定めること。

また、避難所や避難路の指定にあたっては、地域の災害時要援護者の実態に合わせて利便性や安全性を十分配慮するとともに、地域の実情に応じた防災知識等の普及・啓発等に努めること。

カ 災害時要援護者が自らの対応能力を高めるために、災害時要援護者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図ること。

キ 災害時要援護者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う避難所(以下「福祉避難所」という。)を確保するため、災害時における福祉避難所の使用に関する協定の締結など災害時要援護者の避難支援体制の整備に取り組むこと。

## (2) 社会福祉施設等の対策

ア 社会福祉施設等の管理者は、利用者や入所者が災害時要援護者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要であることから、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努めるものとする。

## 2 援助活動

### (2) 避難所等への移送

災害時要援護者を確認した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずるものとする。

- ア 避難所若しくは福祉避難所への移動  
イ 病院への移送  
ウ 施設等への緊急入所

第4章 第11節 84頁	<p><b>第11節 自主防災組織の育成等に関する計画</b></p> <p><b>1 地域住民による自主防災組織</b> 市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期活動や救出・救護活動をはじめ、<u>高齢者や障がい者等災害時要援護者の避難の誘導等防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るものとする。</u></p> <p><b>2 事業所等の防災組織</b> 多数の客等が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所及び、自衛消防組織が法令により義務付けられている事業所は、制度の徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努めるものとする。 <u>また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努めるものとする。</u></p> <p><b>3 自主防災組織の編成</b> 自主防災組織の活動を効果的に行うためには、既存の町内会組織を基本とした組織が重要であり、その組織の中で役割分担を明確にすることが必要であることから、基本的な組織編成として、別表のような編成例を掲げたところである。 なお、組織の編成にあたっては、民生委員と防災福祉班（町内会福祉部等の構成）が協力し、<u>障がい者、高齢者等の災害時要援護者に対する安全確保、避難誘導等に対応するように努めるものとする。</u></p> <p><b>4 組織の活動</b></p>	<p><b>第2節 自主防災組織の育成等に関する計画</b></p> <p><b>1 地域住民による自主防災組織</b> 市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、<u>消防団や事業所等と連携を行い、初期活動や救出・救護活動をはじめ、災害時要援護者の避難の誘導等防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るものとする。</u></p> <p><b>2 事業所等の防災組織</b> <u>(1) 多数の客等が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所及び、自衛消防組織が法令により義務付けられている事業所は、制度の徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努めるものとする。</u> <u>(2) また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努めるものとする。</u> <u>(3) 地域の防災力向上のため、地域が行う防災対策に協力するなど、防災活動の推進に努めるものとする。</u></p> <p><b>3 自主防災組織の編成</b> 自主防災組織の活動を効果的に行うためには、既存の町内会組織を基本とした組織が重要であり、その組織の中で役割分担を明確にすることが必要であることから、基本的な組織編成として、別表のような編成例を掲げたところである。 なお、組織の編成にあたっては、民生委員と防災福祉班（町内会福祉部等の構成）が協力し、<u>災害時要援護者に対する安全確保、避難誘導等に対応するように努めるものとする。</u></p> <p><b>4 組織の活動</b></p>	地域連携の強化
85頁	<p>(1) 平常時の活動</p> <p>イ 防災訓練の実施 … 省略 …</p> <p>(エ) 救出救護訓練 家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する訓練</p> <p>ウ 防災点検の実施 家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多いと考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行うこと。</p> <p>エ <u>独居老人等の災害時要援護者の状況掌握すること。</u></p> <p>オ 地域住民の防災思想の普及及び研修会等の実施すること。</p>	<p>(1) 平常時の活動</p> <p>イ 防災訓練の実施 … 省略 …</p> <p>(エ) 救出救護訓練 家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する訓練</p> <p><u>(オ) 図上訓練</u> <u>一定の区域内における図面を活用して、想定される被害に対し、地域の防災上の弱点を見出し、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地域住民の立場に立った図上による訓練</u></p> <p>ウ 防災点検の実施 家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多いと考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行うこと。</p> <p>エ <u>自力で避難することが困難な災害時要援護者の状況を掌握するとともに災害時の支援体制づくりを行うこと。</u></p> <p>オ 地域住民の防災思想の普及及び研修会等を実施すること。</p>	訓練内容の追加  災害対策基本法の改正に伴う追記(要援護者の支援体制の強化)

86 頁	<p>(3) 災害時要援護者の援護活動  <u>独居老人、障がい者等を対象とした緊急通報システム導入により火災、急病等の平常時緊急連絡体制が整備されているが、大規模災害時には、有線途絶に伴い、当該システムの活用が不可能になると予測されるため、市内多数の災害時要援護者（独居）の保護、安全確認については、民生委員との連携による自主防災組織の活動、協力を基本に医療手配等の応急的対応及び避難誘導援護をするものとする。</u></p> <p><b>5 防災資機材等の整備</b>  自主防災組織が災害時に応急活動あるいは避難行動等をとるためには、日頃から組織として必要な資機材等を備えておくことが望ましい。  <u>そのため、自主防災組織の育成と活動促進を円滑に推進するためには側面から支援していく仕組みが必要である。</u></p>	<p>(3) 災害時要援護者の援護活動  <u>災害時には、災害時要援護者の安否確認、避難所への避難誘導を行うとともに、必要に応じて福祉避難所や病院等へ移送するものとする。</u></p> <p><b>5 防災資機材等の整備</b>  自主防災組織が災害時に応急活動あるいは避難行動等をとるためには、日頃から組織として必要な資機材等を備えておくことが望ましい。</p> <p><b>6 自主防災組織の育成支援</b>  <u>市は、自主防災組織の育成と活動促進を円滑に推進するため、支援を行うものとする。</u>  <u>(1) 防災知識の普及のための研修会等の講師や防火訓練等の指導にかかる職員等の派遣</u>  <u>(2) 防災活動に対する助成</u></p>	<p>文言の整理</p> <p>自主防災組織の支援強化</p>
第4章 第12節 88 頁	<p><b>第12節 積雪・寒冷対策計画</b>  <b>4 寒冷対策の推進</b>  (1) 避難所対策  市は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、<u>あらかじめ民間企業・団体と屋内用大型暖房機等の優先供給に関する協定を締結するなど、暖房器具等の確保に努めるものとする。</u>  また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等確保に努めるものとする。</p>	<p><b>第16節 積雪・寒冷対策計画</b>  <b>4 寒冷対策の推進</b>  (1) 避難所対策  市は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、<u>暖房器具等の備蓄や民間企業・団体と屋内用大型暖房機等の優先供給に関する協定を締結するなど、暖房器具等の確保に努めるものとする。</u>  また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等確保に努めるものとする。</p>	<p>暖房器具等の備蓄を追記</p>

<p>第4章 (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 (災害応急対策計画)</p> <p><b>第30節 広域応援計画 (P194)</b></p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p>(1) 市の措置</p> <p>ア 市は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合と認めるときは、「災害時における北海道・市町村相互の応援に関する協定」に基づき、道及び他の市町村の応援を要請するものとする。</p> <p>なお、この協定は、北海道及び道内179市町村が災害対策基本法(以下「基本法」という。)第67条第1項及び第68条第1項に基づく道及び市町村相互の応援を円滑に実施するために締結した協定である。</p> <p>イ 市は、他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村等の応援の受入体制を確立しておくものとする。</p>	<p><b>第7節 相互応援体制整備計画</b></p> <p><u>大規模災害が発生し、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p><b>1 基本的な考え方</b></p> <p><u>市及び防災関係機関は、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援体制を迅速かつ的確に実施できるよう、応援体制を構築するとともに、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、必要な準備を整えるものとする。</u></p> <p><b>2 相互応援体制の整備</b></p> <p>(1) <u>市は、道や他の市町村等の応援要求が迅速に行われるよう、あらかじめ災害対策上必要な資料の交換を行うほか、道や他の市町村との連絡先の共有をするなど、受援体制を整えておくものとする。</u></p> <p>(2) <u>防災関係機関は、あらかじめ、道、市、その他防災関係機関との連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。</u></p>	<p>災害対策基本法の改正及び防災基本計画の修正に伴う追記(支援・受援体制)</p> <p>第5章第30節広域応援計画から移動し修正(災害予防計画へ(1)イの項)</p>
<p>第4章 (新設)</p>	<p><b>第5章 災害応急対策計画 (P91)</b></p> <p><b>第1節 災害情報通信計画</b></p> <p><b>1 平時の情報交換及び情報伝達体制の整備</b></p> <p>(1) <u>防災会議構成機関は、災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するものとする。</u></p> <p>また、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。</p> <p>(2) <u>市及び防災関係機関は、高齢者、障がい者等の災害時要援護者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、災害時要援護者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。</u></p> <p>また、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の無線系の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。・</p>	<p><b>第8節 情報収集・伝達体制整備計画</b></p> <p><u>平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、この計画に定めるところによる。</u></p> <p><b>1 防災会議構成機関</b></p> <p><u>災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するものとする。</u></p> <p>また、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。</p> <p><b>2 市及び防災関係機関</b></p> <p><u>高齢者、障害者等の災害時要援護者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、災害時要援護者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。</u></p> <p>また、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の無線系の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。</p>	<p>第5章第1節第1を移動するとともに内容に合わせ名称の変更</p>

第 5 章  
第 1 節  
91 頁

第 5 章 災害応急対策計画

第 1 節 災害情報通信計画

災害予防対策及び応急対策の実施のために必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び通報等には、この計画の定めるところによる。

1 平時の情報交換及び情報伝達体制の整備

(1) 防災会議構成機関は、災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するものとする。

また、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。

(2) 市及び防災関係機関は、高齢者、障がい者等の災害時要援護者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、災害時要援護者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

また、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の無線系の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

2 情報及び被害状況報告の収集、連絡

3 災害等の内容及び通報の時

4 被害状況報告

… 省略 …

被害状況等の報告

区分	平日 (9:30~17:45) 消防庁応急対策室	休日・夜間 (左記以外) 消防庁宿直室
NTT回線	03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)	03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)
消防防災無線	7527 7537 (FAX)	7782 7789 (FAX)
地域衛星通信 ネットワーク	TN-048-500-7527 TN-048-500-7537 (FAX)	TN-048-500-7782 TN-048-500-7789 (FAX)

(注) 地域衛星通信ネットワーク欄の「TN」とは:市町村の内線電話機から発信する時のアクセス特番(市町村ごとに設定されている。帯広市庁舎の場合、89-6)

第 5 章 災害応急対策計画

第 1 節 災害情報収集・伝達計画

応急対策の実施のために必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び通報等には、この計画の定めるところによる。

1 情報及び被害状況報告の収集、連絡

2 災害等の内容及び通報の時期

3 被害状況報告

… 省略 …

被害状況等の報告

区分	平日 (9:30~18:15) 消防庁応急対策室	休日・夜間 (左記以外) 消防庁宿直室
NTT回線	03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)	03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)

消防庁災害対策本部設置時の報告先

区分	消防庁応急対策室・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
NTT回線	03-5253-7510 03-5253-7553 (FAX)

削 除

「災害情報収集・伝達計画」と「災害通信計画」を分割し、区分を明確化

第 1 項は第 4 章(災害予防計画)第 8 節に移動

連絡先の修正

第5章  
第1節  
93頁

- 5 予報（注意報を含む。）、警報、情報等の収集伝達計画  
… 省略 …
- 6 災害情報等の報告収集及び伝達計画  
(2) 被害状況等の報告  
… 省略 …
- ウ 総務部長は、本部に集まった災害情報及び災害対策実施状況等を、本章第2節「災害広報計画」の定めるところにより、広報班を通じて報道関係機関に発表する。  
… 省略 …
- 別表2

被害状況判定基準

被害区分	判断基準
… 省略 …	
農地	農地被害は、田畑が流失、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さが10%以上流失した状態をいう。 (2) 埋没した粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上流失した状態をいう。 (3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は早魃等をいう。 (4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は農耕を維持するための最小限の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
農業被害	
農業用施設	頭首工、営農用水、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農作物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜産等の被害をいう。
その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない。）草地畜産物等をいう。

99頁

- 4 予報（注意報を含む。）、警報、情報等の収集伝達計画  
… 省略 …
- 5 災害情報等の報告収集及び伝達計画  
(2) 被害状況等の報告  
… 省略 …
- ウ 総務部長は、本部に集まった災害情報及び災害対策実施状況等を、本章第3節「災害広報計画」の定めるところにより、広報班を通じて報道関係機関に発表する。  
… 省略 …

別表2

被害状況判定基準

被害区分	判断基準
… 省略 …	
農地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕地に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態をいう。 (2) 埋没とは、その筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
農業被害	
農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
農業用施設	頭首工、営農用水、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算定は、復旧に要する経費を計上すること。
共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農作物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算定は、復旧に要する経費を計上すること。
営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算定は、復旧に要する経費を計上すること。
畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜産等の被害をいう。
その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない。）草地畜産物等をいう。

道地域防災  
計画に準拠

第 5 章 第 1 節 100 頁	土木被害	… 省略 …	… 省略 …	… 省略 …	… 省略 …			
		砂防設備	砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。	砂防設備	砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	砂防設備	砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
		… 省略 …	… 省略 …	… 省略 …	… 省略 …	… 省略 …	… 省略 …	
				下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
					公園	都市公園法施行令第 31 条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・いけがき)を除く)で、都市公園法第 2 条第 1 項に規定する都市公園に設けられたもの (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	公園	都市公園法施行令第 31 条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・いけがき)を除く)で、都市公園法第 2 条第 1 項に規定する都市公園に設けられたもの (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水産被害	… 省略 …	… 省略 …	… 省略 …	… 省略 …	… 省略 …		
		共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。	
		その他施設	上記施設で個人(団体、会社を含む。)所有のものをいう。	その他施設	上記施設で個人(団体、会社を含む。)所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。	その他施設	上記施設で個人(団体、会社を含む。)所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。	
		漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。	漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。	漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。	
		水産製品	加工品、その他の製品をいう。	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。	
	林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地滑り等をいう。	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地滑り等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地滑り等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
		治山施設	既設の治山施設等をいう。	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
		林道	林道経営基盤整備の施設道路をいう。	林道	林道経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	林道	林道経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
		林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特殊林産物等をいう。	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特殊林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特殊林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。	
		その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等をいう。	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。	
	衛生被害	水道	取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び排水施設をいう。	水道	取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び排水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	水道	取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び排水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
		病院	病院、診療所、助産所等をいう。	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
		一般廃棄物処理場	ごみ処理場、し尿処置施設及び最終処分場をいう。	一般廃棄物処理場	ごみ処理場、し尿処置施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	一般廃棄物処理場	ごみ処理場、し尿処置施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
		火葬場	火葬場をいう	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
	商工被害	商業	商品、原材料等をいう。	商業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。	商業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。	
工業		工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額		





第5章  
第1節  
116頁

**7 災害通信計画**

別表 1

《 本部の通信施設 》

7 消防本部

- (1) 一般用電話 26回線 (一般消防業務及び問い合わせ用)  
 (2) 119番災害専用受付回線 18回線 (うち携帯 6回線)  
 (3) 専用電話 14回線 (8出張所、警察署、稲田浄水場、北海道電力、帯広ガス、音更消防署、幕別消防署)  
 (4) 無線電話  
 ア 基地局 1局 (通信指令室)  
 イ 固定局 16局  
 ウ 移動局 78局 (消防本部、各出張所、分団)  
 (車載型 45局、携帯型 33局)

8 帯広空港無線局

- (1) 基地局 1局  
 (2) 移動局 33局 (車載型 21局 携帯型 12局)

(第2節移行)

別表 1

《 本部の通信施設 》

7 消防本部

- (1) 一般用電話 26回線 (一般消防業務及び問い合わせ用)  
 (2) 119番災害専用受付回線 12回線 (うち携帯 4回線)  
 (3) 専用電話 11回線 (6出張所、警察署、稲田浄水場、北海道電力、帯広ガス、音更消防署)  
 (4) 無線電話  
 ア 基地局 1局 (通信指令室)  
 イ 固定局 14局  
 ウ 移動局 76局 (消防本部、各出張所、分団)  
 (車載型 43局、携帯型 33局)

8 帯広空港無線局

- (1) 基地局 1局  
 (2) 移動局 33局 (車載型 18局 携帯型 15局)

7「災害通信  
計画」を第2  
節に移行

通信回線等  
の修正

<p>第5章 第1節 112頁</p>	<p><b>第1節 災害情報通信計画</b> <b>7 災害通信計画</b></p> <p>災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話(株)等の公衆通信設備、及び防災関係機関が設置した通信設備を使用して行うものとする。</p> <p>なお、災害によりそれらの通信設備が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。</p> <p>(1) 電話による通信 … 省略 …</p> <table border="1" data-bbox="320 905 1359 1161"> <thead> <tr> <th>通 話 の 内 容</th> <th>機 関 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの</td> <td>気象機関相互間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	通 話 の 内 容	機 関 等	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間			<p><b>第2節 災害通信計画</b> 災害時の防災関係機関相互の災害通信計画は、次に定めるところによる。</p> <p><b>1 通信手段の確保等</b> 市及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。 また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話(株)等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとする。 なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。</p> <p><b>2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶等における措置等</b> 1における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。 (1) 電話による通信 … 省略 …</p> <table border="1" data-bbox="1558 905 2597 1119"> <thead> <tr> <th>通 話 の 内 容</th> <th>機 関 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項</td> <td>気象機関相互間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	通 話 の 内 容	機 関 等	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間			<p>「通信手段の確保等」と「電話及び電報の優先利用並びに通信途絶等における措置等」の明確化</p> <p>不要な語句の削除</p>
通 話 の 内 容	機 関 等														
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間														
通 話 の 内 容	機 関 等														
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間														
<p>第5章 第2節 118頁</p>	<p><b>第2節 災害広報計画</b></p> <p><b>2 災害情報等の収集</b> 災害情報等の収集については、同章第1節「災害情報通信計画」によるほか、次により収集するものとする。 … 省略 …</p> <p><b>3 災害情報等の発表の方法</b> (発表責任者 広報第1班長) … 省略 …</p> <p>(2) 住民に対する広報の方法及び内容 ア 一般住民並びに罹災者に対する広報活動は、次の方法により行うものとし、誤報道による混乱の防止に万全を期するものとする。 また、高齢者、障がい者等の災害時要援護者への伝達に十分配慮する。 (ア) 新聞、ラジオ、テレビ、有線放送、インターネット、郵便局等の利用</p>	<p><b>第3節 災害広報計画</b></p> <p><b>2 災害情報等の収集</b> 災害情報等の収集については、同章第1節「災害情報収集・伝達計画」によるほか、次により収集するものとする。 … 省略 …</p> <p><b>3 災害情報等の発表の方法</b> (発表責任者 広報第1班長) … 省略 …</p> <p>(2) 住民に対する広報の方法及び内容 ア 一般住民並びに罹災者に対する広報活動は、次の方法により行うものとし、誤報道による混乱の防止に万全を期するものとする。 また、高齢者、障害者等の災害時要援護者への伝達に十分配慮する。 (ア) 新聞、ラジオ(コミュニティFMを含む。)、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、インターネット、北海道防災情報システムのメールサービス、郵便局等の利用</p>	<p>名称の変更に伴う修正</p> <p>伝達手段の多様化</p>												
<p>第5章 第3節 120頁</p>	<p><b>第3節 応急措置実施計画</b></p>	<p><b>第4節 応急措置実施計画</b></p>													

<p>第5章 第4節 124頁</p>	<p><b>第4節 避難対策計画</b>  <b>3 避難準備情報、避難勧告及び指示の伝達方法</b>  次に掲げる事項のうち、地域の実情を考慮し、いずれかの方法により行うものとする。  なお、場合によっては、二つ以上の方法を併用するものとする。  (1) 広報車による伝達  市、消防機関、警察署などの広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。  (2) ラジオ、テレビ、有線放送、電話等による伝達  各報道機関に対し、勧告、指示又は避難準備情報を行った旨を連絡し、関係住民に伝達すべき事項を示し報道するよう協力を求めるとともに、電話等を通じ伝達する。  … 省略 …</p>	<p><b>第5節 避難対策計画</b>  <b>3 避難準備情報、避難勧告及び指示の伝達方法</b>  次に掲げる事項のうち、地域の実情を考慮し、いずれかの方法により行うものとする。  なお、場合によっては、二つ以上の方法を併用するものとする。  (1) 広報車による伝達  市、消防機関、警察署などの広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。  (2) ラジオ、テレビ、有線放送、電話等による伝達  各報道機関に対し、勧告、指示又は避難準備情報を行った旨を連絡し、関係住民に伝達すべき事項を示し報道するよう協力を求めるとともに、<u>インターネット、コミュニティFM放送、緊急情報メール、北海道防災情報システムのメールサービス、電話等</u>を通じ伝達する。  … 省略 …</p>	<p>伝達手段の 多様化</p>
<p>125頁</p>	<p><b>5 避難の方法</b>  (1) 避難誘導  避難者の誘導は、市民環境部及び保健福祉部の職員、消防職員・団員、警察官がこの任に当たるものであるが、この任において民間協力団体の協力を得て、避難指示の伝達、避難者の掌握を行うものとし、特に老人、幼児、傷病者及び妊婦等の災害時要援護者を優先的に誘導するよう配慮するものとする。  <u>なお、市長において必要があると認めるときは、車両による集団輸送を行うものとする。</u></p>	<p><b>5 避難の方法</b>  (1) 避難誘導  避難者の誘導は、市民環境部及び保健福祉部の職員、消防職員・団員、警察官がこの任に当たるものであるが、この任において民間協力団体の協力を得て、避難指示の伝達、避難者の掌握を行うものとし、特に老人、幼児、傷病者及び妊産婦等の災害時要援護者を優先的に誘導するよう配慮するものとする。  <u>また、職員、消防職員・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全確保に努めるものとする。</u>  (2) 移送の方法  <u>避難は、各個に行うことを原則とするが、避難者が自力で避難、立退きすることが不可能な場合は、車両による輸送を行うものとする。</u>  <u>また、市は、被災地が広域で大規模な避難、立退移送を要し、市において措置できないときは、道に対し応援を要請するものとする。</u>  <b>6 避難路及び避難場所等の安全確保</b>  <u>住民等の避難に当たっては、都市建設部及び避難所所管部の職員、警察官及び民間協力団体の協力を得て避難路、避難所等の安全確保のための支障となるものの排除を行うものとする。</u></p>	<p>避難誘導員 の安全確保 について追 記</p> <p>避難通路、避 難場所等 の確保につ いて追記</p>

**6 避難所の開設**

市は、発災時に必要に応じ、洪水、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難所を開設するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所を確保し、避難支援に努めるとともに、災害時要援護者が災害時に速やかに避難することができる支援体制の確立に努めるものとする。  
さらに、事前に援助者を定め、避難体制強化のための個別避難支援プラン等を作成し、避難の支援に努めるものとする。

**7 避難所の運営管理**

(1) 市は、避難者の状況を早期に把握し、避難所における生活環境に注意を払うとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

(2) 道及び市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅の斡旋等により、避難場所の早期解消に努めるものとする。

(3) 市は、必要に応じ避難所の運営に関して自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得るものとする。

(4) 避難所の開設期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、本部長がその必要を認めるときは、その期間を延長することができる。

(5) 施設には、保健福祉部長の指名する運営管理者及び補助者を置くものとする。

(6) 運営管理者は、保健福祉部及び当該施設の管理者との連絡並びに避難者の収容等にあたり、関係部長と緊密な連絡を保ちその運営にあたるものとする。

(7) 避難所の施設管理者は、本部長あるいはその命を受けたものの指示に従い、速やかに施設を避難所に供するよう措置するものとする。

**7 避難所の開設**

(1) 市は、発災時に必要に応じ、洪水、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難所を開設するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所を確保し、避難支援に努めるとともに、災害時要援護者が災害時に速やかに避難することができる支援体制の確立に努めるものとする。

(2) 市は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

**8 避難所の運営管理**

(1) 避難所の施設管理者は、本部長あるいはその命を受けたものの指示に従い、速やかに施設を避難所に供するよう措置するものとする。

(2) 運営管理者は、保健福祉部及び当該施設の管理者との連絡並びに避難者の収容等にあたり、関係部長と緊密な連絡を保ちその運営にあたるものとする。

(3) 市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

(4) 市は、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行うものとする。

(5) 市は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

(6) 市は避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(7) 道及び市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

要援護者支援体制については、第 4 章第 4 節に記載  
避難所の統合について  
追記

避難所の運営管理内容の追加

<p>125 頁</p> <p>8 帳簿類の整備</p> <p>9 道（十勝総合振興局）に対する報告</p> <p>10 機関への連絡</p>		<p>(8) <u>道及び市は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。</u></p> <p>9 帳簿類の整備</p> <p>10 道（十勝総合振興局）に対する報告</p> <p>11 機関への連絡</p> <p>12 警戒区域の設定</p> <p>(1) 設定の基準(基本法第 63 条)</p> <p>ア <u>市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することができる。</u></p> <p>イ <u>警察官は、市長(権限の委任を受けた市町村の職員を含む。)が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定することができる。</u> <u>この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知することとする。</u></p> <p>ウ <u>災害派遣を命ぜられた自衛官は、市長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知することとする。</u></p> <p>(2) 規制の内容及び実施方法</p> <p>ア <u>市長等は、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずることとする。</u></p> <p>イ <u>市長等は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施することとする。</u></p> <p>(3) 知事による代行(基本法第 73 条)</p> <p><u>知事は、災害が発生した場合、当該災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定することとする。</u></p>	<p>災害対策基本法に基づく追記</p>
---	--	---	----------------------

## 13 広域一時滞在

## (1) 道内の市町村への一時的な滞在

ア 市長は、災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、道内の他の市町村長に 被災住民の受け入れについて協議を行うものとする。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

イ 市長は、道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、あらかじめ知事に報告する。

ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

ウ 市長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときはその内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。

エ 市長は、道内広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を受入れ先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。

オ 知事は、災害の発生により市が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、市長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、市が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに市長に事務の引き継ぎを行うものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、市長に通知する。

## (2) 道内の市町村民の一時的な滞在

ア 市長は、協議先道内市町村長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた場合、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受け入れ決定をしたときは、速やかに、協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に係る機関等に通知する。

なお、市長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

イ 市長は、協議先市町村長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた場合、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、速やかに、協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に係る機関等に通知する。

なお、市長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

ウ 市長は、協議元市町村長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を被災住民への支援に係る機

災害対策基本法の改正及び防災基本計画の修正に伴う追記

125 頁		<p>関等に通知する。</p> <p>(3) 広域一時滞在避難者への対応</p> <p>市は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。</p>	
第5章 第5節 128 頁	<p><b>第5節 救助救出計画</b></p> <p><b>3 救助救出活動</b></p> <p>(1) 被災地域における救助救出活動</p> <p>市及び北海道警察は、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。</p>	<p><b>第6節 救助救出計画</b></p> <p><b>3 救助救出活動</b></p> <p>(1) 被災地域における救助救出活動</p> <p>市及び北海道警察は、<u>職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。</u></p> <p>特に、<u>発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。</u></p>	防災基本計画の修正に伴う追記
第5章 第6節 129 頁	<b>第6節 災害警備計画</b>	<b>第7節 災害警備計画</b>	
第5章 第7節 131 頁	<p><b>第7節 交通応急対策計画</b></p> <p><b>3 緊急輸送のための交通規制</b></p> <p>(2) 緊急通行車両の確認手続</p>	<p><b>第8節 交通応急対策計画</b></p> <p><b>3 緊急輸送のための交通規制</b></p> <p>(2) 緊急通行車両の確認手続</p> <p>… 省略 …</p> <p>オ <u>事前届出制度の普及等</u></p> <p>道、市及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章が円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、<u>緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。</u></p>	防災基本計画の修正に伴う追記
134 頁	<p><b>4 緊急輸送道路ネットワーク計画</b></p> <p>(1) 計画内容</p> <p>ア 対象地域 道内全域</p> <p>イ 対象道路</p> <p>既設道路及び概ね平成 17 年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて緊急河川敷道路、臨港道路等を含めている。</p> <p>(2) 緊急輸送道路の区分及び道路延長</p> <p>緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は <u>9,677 km</u> に上っている。</p>	<p><b>4 緊急輸送道路ネットワーク計画</b></p> <p>(1) 計画内容</p> <p>ア 対象地域 道内全域</p> <p>イ 対象道路</p> <p>既設道路及び概ね平成 27 年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて緊急河川敷道路、臨港道路等を含めている。</p> <p>(2) 緊急輸送道路の区分及び道路延長</p> <p>緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は <u>10,710 km</u> に上っている。</p>	道地域防災計画の修正



134 頁	<p>ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク 道庁所在地(札幌市)、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路〈道路延長 <u>5,672 km</u>〉</p> <p>イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク 第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等)を連絡する道路 〈道路延長 <u>3,774 km</u>〉</p> <p>ウ 第3次緊急輸送道路ネットワーク その他の道路〈道路延長 <u>232 km</u>〉</p>	<p>ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク 道庁所在地(札幌市)、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路〈道路延長 <u>6,908 km</u>〉</p> <p>イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク 第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等)を連絡する道路 〈道路延長 <u>3,560 km</u>〉</p> <p>ウ 第3次緊急輸送道路ネットワーク 第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路 〈道路延長 <u>243 km</u>〉</p>	
第5章 第8節 135 頁	<b>第8節 輸送計画</b>	<b>第9節 輸送計画</b>	
第5章 第9節 141 頁	<p><b>第9節 食糧供給計画</b> 災害による被災者及び災害応急対策従事者等の食糧の確保、並びに供給方法等に関する食糧供給計画は、次に定めるところによる。</p> <p><b>1 実施責任</b> 帯広市(保健福祉部第1救護班)(学校教育部調理場班)は、被災者及び災害応急対策従事者に対し、<u>食糧等の配給及び給付対策を実施するものとする。</u></p> <p><b>2 食糧の供給</b> <b>(1) 主要食糧</b> <u>市長は、災害が発生した場合又はそのおそれがある場合で、炊き出し等の給食に必要な応急用米穀を確保できない時は、その確保について振興局長を通じ知事に要請するものとする。</u></p> <p><b>(2) 副食及び調味料</b> <u>市長は、副食及び調味料の調達を直接行うものとする。ただし、市において調達が困難な場合、道がこれを調達するものとする。</u></p> <p><b>3 食糧輸送計画</b> 食糧の輸送は、本章第8節の「輸送計画」の定めるところによるほか、「災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定」を締結している赤帽帯広軽自動車運送協同組合に協力を要請し、輸送車両及び要員の確保を図るものとする。</p> <p><b>4 応急供給の対象者</b> (1) 避難所に収容された者 (2) 住家が被災して炊事のできない者 (3) 住家が被災して一時的に市内の縁故先に避難する者</p>	<p><b>第10節 食料供給計画</b> 災害による被災者及び災害応急対策従事者等の食料の確保、並びに供給方法等に関する食料供給計画は、次に定めるところによる。</p> <p><b>1 実施責任</b> 帯広市(保健福祉部第1救護班)(学校教育部調理場班)は、被災者及び災害応急対策従事者に対し、<u>食料等の配給及び給付対策を実施するものとする。</u></p> <p><b>2 食料の供給</b> 市長は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、市において調達が困難な場合は、その確保について<u>十勝総合振興局長を通じ知事に要請するものとする。</u></p> <p><b>3 食料輸送計画</b> 食料の輸送は、本章第9節の「輸送計画」の定めるところによるほか、「災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定」を締結している赤帽帯広軽自動車運送協同組合に協力を要請し、輸送車両及び要員の確保を図るものとする。</p> <p><b>4 応急供給の対象者</b> (1) 避難所に収容された者 (2) 住家が被災して炊事のできない者 (3) 住家が被災して一時的に市内の縁故先に避難する者</p>	<p>「食糧」は、穀物に限定されるとの誤解を招くため「食料」と表記</p> <p>文言の整理</p>

142 頁	<p>(4) 災害地において応急作業に従事している者</p> <p><b>5 応急供給品目</b> 供給品目は、原則として米穀、乾パン等とする。</p> <p><b>6 食糧の備蓄及び調達</b> 災害発生直後において、国・道による救援が本格化するまでの期間については、帯広市が備蓄する非常用食糧により供給を行うものとする。 被災者の数が増大し、備蓄食糧による供給では対応できない場合は、帯広市と協定を締結している生活協同組合コープさっぽろ、イオン北海道株式会社、(株)イトーヨーカ堂及び市内の業者に協力を要請し、数量の確保を行うものとする。 また、罹災者等に対して炊き出し等に必要な応急用食糧等を確保できないときは道東六市防災協定、北海道及び市町村相互応援協定に基づき協定締結、及び十勝総合振興局を通じ、必要な物資の提供、斡旋を要請するものとする。 災害救助法が発動された場合における政府米の知事への緊急引渡手続きについては、「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」(昭和61年2月10日付61食糧第120号(需給、経理)食糧庁長官通達)によるものとする。 また、乳児食については、人工栄養を必要とし、その確保が困難なものに対して、実情に応じて市が市内取扱業者から購入し、支給するものとする。</p> <p><b>7 米飯の炊き出し</b> 《炊き出し施設の状況》 調理能力 1日 24,000食</p> <p><b>8 給食の実施</b> (1) 被災者に対する給食は、原則として避難所において実施する。 (2) 給食を必要とする自宅残留者等については、最寄りの避難所において配付する。 (3) 食糧の配付については、町内会、防災組織の協力により、公平かつ円滑に実施する。</p> <p><b>9 費用の限度及び期間</b></p> <p><b>10 炊き出し給与状況の記録</b></p>	<p>(4) 旅行者等で、食料を得る手段のない者 (5) 災害地において応急作業に従事している者</p> <p><b>5 食料の備蓄及び調達</b> 災害発生直後において、国・道による救援が本格化するまでの期間については、帯広市が備蓄する非常用食料により供給を行うものとする。 被災者の数が増大し、備蓄食料による供給では対応できない場合は、帯広市と協定を締結している生活協同組合コープさっぽろ、イオン北海道株式会社、株式会社イトーヨーカ堂及び市内の業者に協力を要請し、数量の確保を行うものとする。 また、炊き出し等に必要な食料を確保できないときは道東六市防災協定、北海道及び市町村相互応援協定に基づく要請、及び十勝総合振興局を通じ、必要な物資の提供、斡旋を要請するものとする。</p> <p>また、乳児食については、人工栄養を必要とし、その確保が困難なものに対して、実情に応じて市が市内取扱業者から購入し、支給するものとする。</p> <p><b>6 米飯の炊き出し</b> 《炊き出し施設の状況》 調理能力 1回 24,000食</p> <p><b>7 給食の実施</b> (1) 被災者に対する給食は、原則として避難所において実施する。 (2) 給食を必要とする自宅残留者等については、最寄りの避難所において配付する。 (3) 食料の配付については、町内会、防災組織等の協力により、公平かつ円滑に実施する。</p> <p><b>8 費用の限度及び期間</b></p> <p><b>9 炊き出し給与状況の記録</b></p>	旅行者等を 追記  文言の整理  訂正
第5章 第10節 144頁	<b>第10節 給水計画</b>	<b>第11節 給水計画</b>	
第5章 第11節 148頁	<b>第11節 上下水道施設対策計画</b>	<b>第12節 上下水道施設対策計画</b>	

第5章 第12節 153頁	第12節 衣料・生活必需物資供給計画	第13節 衣料・生活必需物資供給計画																																																										
第5章 第13節 155頁	第13節 電力施設災害応急計画	第15節 電力施設災害応急計画																																																										
第5章 第14節 157頁	第14節 ガス施設災害応急計画 2 供給停止等の措置 ガス供給状況 《供給ブロック》 <table border="1" data-bbox="296 609 1329 871"> <thead> <tr> <th>大ブロック</th> <th>中ブロック</th> <th>供給世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">*都市ガス地区</td> </tr> <tr> <td>根室本線北側地区</td> <td>6地区</td> <td>7, 158</td> </tr> <tr> <td>根室本線南側ウツベツ川西地区</td> <td>6地区</td> <td>10, 553</td> </tr> <tr> <td>根室本線南側ウツベツ川東地区</td> <td>6地区</td> <td>8, 626</td> </tr> <tr> <td>*都市ガス計</td> <td>18地区</td> <td>26, 337</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="296 955 1329 1134"> <tbody> <tr> <td colspan="3">*LPガス集中供給地区</td> </tr> <tr> <td>大空・空港南町・畜大地区</td> <td>3地区</td> <td>2, 738</td> </tr> <tr> <td>西14号団地 雇用促進事業団</td> <td>3地区</td> <td>426</td> </tr> <tr> <td>*LPガス集中供給地区計</td> <td>6地区</td> <td>3, 164</td> </tr> </tbody> </table>	大ブロック	中ブロック	供給世帯	*都市ガス地区			根室本線北側地区	6地区	7, 158	根室本線南側ウツベツ川西地区	6地区	10, 553	根室本線南側ウツベツ川東地区	6地区	8, 626	*都市ガス計	18地区	26, 337	*LPガス集中供給地区			大空・空港南町・畜大地区	3地区	2, 738	西14号団地 雇用促進事業団	3地区	426	*LPガス集中供給地区計	6地区	3, 164	第16節 ガス施設災害応急計画 2 供給停止等の措置 ガス供給状況 《供給ブロック》 <table border="1" data-bbox="1537 609 2570 871"> <thead> <tr> <th>大ブロック</th> <th>中ブロック</th> <th>供給世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">*都市ガス地区</td> </tr> <tr> <td>根室本線北側地区</td> <td>6地区</td> <td>7, 228</td> </tr> <tr> <td>根室本線南側ウツベツ川西地区</td> <td>7地区</td> <td>11, 506</td> </tr> <tr> <td>根室本線南側ウツベツ川東地区</td> <td>8地区</td> <td>9, 847</td> </tr> <tr> <td>*都市ガス計</td> <td>21地区</td> <td>28, 581</td> </tr> </tbody> </table> ※平成25年10月31日現在  <table border="1" data-bbox="1537 955 2570 1092"> <tbody> <tr> <td colspan="3">*LPガス集中供給地区</td> </tr> <tr> <td>大空地区</td> <td>1地区</td> <td>1, 842</td> </tr> <tr> <td>*LPガス集中供給地区計</td> <td>1地区</td> <td>1, 842</td> </tr> </tbody> </table> ※平成25年10月31日現在	大ブロック	中ブロック	供給世帯	*都市ガス地区			根室本線北側地区	6地区	7, 228	根室本線南側ウツベツ川西地区	7地区	11, 506	根室本線南側ウツベツ川東地区	8地区	9, 847	*都市ガス計	21地区	28, 581	*LPガス集中供給地区			大空地区	1地区	1, 842	*LPガス集中供給地区計	1地区	1, 842	時点修正
大ブロック	中ブロック	供給世帯																																																										
*都市ガス地区																																																												
根室本線北側地区	6地区	7, 158																																																										
根室本線南側ウツベツ川西地区	6地区	10, 553																																																										
根室本線南側ウツベツ川東地区	6地区	8, 626																																																										
*都市ガス計	18地区	26, 337																																																										
*LPガス集中供給地区																																																												
大空・空港南町・畜大地区	3地区	2, 738																																																										
西14号団地 雇用促進事業団	3地区	426																																																										
*LPガス集中供給地区計	6地区	3, 164																																																										
大ブロック	中ブロック	供給世帯																																																										
*都市ガス地区																																																												
根室本線北側地区	6地区	7, 228																																																										
根室本線南側ウツベツ川西地区	7地区	11, 506																																																										
根室本線南側ウツベツ川東地区	8地区	9, 847																																																										
*都市ガス計	21地区	28, 581																																																										
*LPガス集中供給地区																																																												
大空地区	1地区	1, 842																																																										
*LPガス集中供給地区計	1地区	1, 842																																																										
第5章 第15節 159頁	第15節 通信施設災害対策計画	第17節 通信施設災害対策計画																																																										
第5章 第16節 161頁	第16節 医療救護計画 2 医療救護対策 (2) 市長は、負傷者等が多数であった場合には、帯広市医師会、災害拠点病院、及び北海道等と連携のもと、応急救護所を開設し、または、状況により仮救護所を設置し、医師、看護師の派遣を要請、負傷者等に対する応急措置にあたる。さらに災害急性期には、北海道に対し災害派遣医療チーム(DMAT)出動の協力の要請をするものとする。	第18節 医療救護計画 2 医療救護対策 (2) 市長は、負傷者等が多数であった場合には、帯広市医師会、災害拠点病院、及び北海道等と連携のもと、応急救護所を開設し、または、状況により仮救護所を設置し、医師、看護師の派遣を要請、負傷者等に対する応急措置にあたる。さらに災害急性期には、必要に応じて北海道に対し災害派遣医療チーム(DMAT)及び災害派遣精神医療チーム(DPAT)出動の協力の要請をするものとする。	道地域防災計画の修正に伴う修正・追記																																																									
第5章 第17節 163頁	第17節 防疫計画	第19節 防疫計画																																																										

第5章 第18節 165頁	<p><b>第18節 廃棄物処理等計画</b></p> <p><b>6 死亡獣畜の処理方法</b></p> <p>(1) 死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとする。</p> <p>(2) 所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することが困難なときは、市長が実施するものとする。</p> <p>(3) 死亡獣畜の処理は、<u>移動し得る死亡獣畜については、死亡獣畜取扱場において、集中焼却し、又は埋却するものとする。</u></p> <p>(4) <u>移動し難いものについては、その場で他に影響がない限りにおいて埋却することとする。</u></p> <p>(5) 埋却が適当でないと判断される場合は焼却するものとする。なお、埋却する場合は1メートル以上の覆土をするものとする。</p> <p><b>7 清掃等施設状況</b></p> <p>(1) ごみ処理・ごみ埋立</p> <p style="text-align: right;">(十勝環境複合事務組合)</p> <table border="1" data-bbox="225 814 1359 1050"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>処理区分</th> <th>処理方法</th> <th>処理能力</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">くりりんセンター</td> <td rowspan="2">帯広市西24条北4丁目</td> <td>可燃物</td> <td>焼却</td> <td>330t/D</td> <td rowspan="2">37 - 3550</td> </tr> <tr> <td>不燃物 大型ごみ</td> <td>破碎</td> <td>110t/5h</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物最終処分場</td> <td>音更町字万年西1線22-13</td> <td>焼却灰 破碎物</td> <td>埋立</td> <td>223,000 m<sup>2</sup></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>8 清掃車両保有状況</b></p> <table border="1" data-bbox="225 1121 1359 1356"> <thead> <tr> <th></th> <th>ごみ集車</th> <th>その他車両</th> <th>し尿収集車</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直 営</td> <td>18台</td> <td>7台</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>委託業者</td> <td>16台</td> <td>6台</td> <td>7台</td> <td>ごみ委託4社、資源委託2社 し尿委託2社</td> </tr> <tr> <td>許可業者</td> <td>67台</td> <td>152台</td> <td>12台</td> <td>事業系ごみ収集運搬業者30社 (委託業者含む。)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	処理区分	処理方法	処理能力	電話番号	くりりんセンター	帯広市西24条北4丁目	可燃物	焼却	330t/D	37 - 3550	不燃物 大型ごみ	破碎	110t/5h	一般廃棄物最終処分場	音更町字万年西1線22-13	焼却灰 破碎物	埋立	223,000 m <sup>2</sup>			ごみ集車	その他車両	し尿収集車	摘 要	直 営	18台	7台	—		委託業者	16台	6台	7台	ごみ委託4社、資源委託2社 し尿委託2社	許可業者	67台	152台	12台	事業系ごみ収集運搬業者30社 (委託業者含む。)	<p><b>第20節 廃棄物処理等計画</b></p> <p><b>6 死亡獣畜の処理方法</b></p> <p>(1) 死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとする。</p> <p>(2) 所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することが困難なときは、市長が実施するものとする。</p> <p>(3) 死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場において<u>行うものとする。</u></p> <p>(4) <u>死亡獣畜取扱場が使用できない場合又は運搬が困難な場合、十勝総合振興局保健環境部長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。</u></p> <p><b>7 清掃等施設状況</b></p> <p>(1) ごみ処理・ごみ埋立</p> <p style="text-align: right;">(十勝環境複合事務組合)</p> <table border="1" data-bbox="1463 814 2650 1050"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>処理区分</th> <th>処理方法</th> <th>処理能力</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">くりりんセンター</td> <td rowspan="2">帯広市西24条北4丁目</td> <td>可燃物</td> <td>焼却</td> <td>330t/D</td> <td rowspan="2">37 - 3550</td> </tr> <tr> <td>不燃物 大型ごみ</td> <td>破碎</td> <td>110t/5h</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物最終処分場</td> <td>池田町字美加登279番10</td> <td>焼却灰 破碎物</td> <td>埋立</td> <td>311,200 m<sup>2</sup></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>8 清掃車両保有状況</b></p> <table border="1" data-bbox="1463 1121 2620 1318"> <thead> <tr> <th></th> <th>ごみ収集車</th> <th>その他車両</th> <th>し尿収集車</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直 営</td> <td>11台</td> <td>2台</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>委託業者</td> <td>13台</td> <td>9台</td> <td>5台</td> <td>ごみ委託5社、資源委託3社 し尿委託2社</td> </tr> <tr> <td>許可業者</td> <td>88台</td> <td>576台</td> <td>18台</td> <td>委託業者含む。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	処理区分	処理方法	処理能力	電話番号	くりりんセンター	帯広市西24条北4丁目	可燃物	焼却	330t/D	37 - 3550	不燃物 大型ごみ	破碎	110t/5h	一般廃棄物最終処分場	池田町字美加登279番10	焼却灰 破碎物	埋立	311,200 m <sup>2</sup>			ごみ収集車	その他車両	し尿収集車	摘 要	直 営	11台	2台	—		委託業者	13台	9台	5台	ごみ委託5社、資源委託3社 し尿委託2社	許可業者	88台	576台	18台	委託業者含む。	<p>死亡獣畜の処理方法の取扱いの整理(道地域防災計画に準拠)</p> <p>処分場の修正</p> <p>台数の修正</p>
名称	所在地	処理区分	処理方法	処理能力	電話番号																																																																																
くりりんセンター	帯広市西24条北4丁目	可燃物	焼却	330t/D	37 - 3550																																																																																
		不燃物 大型ごみ	破碎	110t/5h																																																																																	
一般廃棄物最終処分場	音更町字万年西1線22-13	焼却灰 破碎物	埋立	223,000 m <sup>2</sup>																																																																																	
	ごみ集車	その他車両	し尿収集車	摘 要																																																																																	
直 営	18台	7台	—																																																																																		
委託業者	16台	6台	7台	ごみ委託4社、資源委託2社 し尿委託2社																																																																																	
許可業者	67台	152台	12台	事業系ごみ収集運搬業者30社 (委託業者含む。)																																																																																	
名称	所在地	処理区分	処理方法	処理能力	電話番号																																																																																
くりりんセンター	帯広市西24条北4丁目	可燃物	焼却	330t/D	37 - 3550																																																																																
		不燃物 大型ごみ	破碎	110t/5h																																																																																	
一般廃棄物最終処分場	池田町字美加登279番10	焼却灰 破碎物	埋立	311,200 m <sup>2</sup>																																																																																	
	ごみ収集車	その他車両	し尿収集車	摘 要																																																																																	
直 営	11台	2台	—																																																																																		
委託業者	13台	9台	5台	ごみ委託5社、資源委託3社 し尿委託2社																																																																																	
許可業者	88台	576台	18台	委託業者含む。																																																																																	
第5章 第19節 167頁	<p><b>第19節 飼養動物対策計画</b></p>	<p><b>第21節 飼養動物対策計画</b></p>																																																																																			
第5章 第20節 168頁	<p><b>第20節 文教対策計画</b></p>	<p><b>第22節 文教対策計画</b></p>																																																																																			

<p>第5章 第21節 171頁</p>	<p><b>第2.1節 住宅対策計画</b> <b>2 実施の方法</b> (2) 応急仮設住宅 … 省略 … オ 規模及び構造、存続期間 (ア) 応急仮設住宅の標準規模は、1戸につき 29.7 m<sup>2</sup>を基準とする。 (イ) 構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による5連戸以下の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。ただし、被害の程度その他必要と認められた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。 … 省略 …  カ 着工時期 救助法が適用された場合は、災害発生の日から 20 日以内に着工しなければならない。また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずるものとする。</p>	<p><b>第2.3節 住宅対策計画</b> <b>2 実施の方法</b> (2) 応急仮設住宅 … 省略 … オ 規模及び構造、存続期間 (ア) 応急仮設住宅の標準規模は、1戸につき 29.7 m<sup>2</sup>を基準とする。 (イ) 構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による2～6連戸以下の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。ただし、被害の程度その他必要と認められた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。 … 省略 … カ 運営管理 <u>応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。</u> また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 キ 着工時期 救助法が適用された場合は、災害発生の日から 20 日以内に着工しなければならない。また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずるものとする。</p>	<p>道地域防災計画に準拠  仮設住宅コミュニティ環境への配慮</p>
<p>第5章 第22節 174頁</p>	<p><b>第2.2節 被災宅地安全対策計画</b></p>	<p><b>第2.4節 被災宅地安全対策計画</b></p>	
<p>第5章 第23節 175頁</p>	<p><b>第2.3節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画</b></p>	<p><b>第2.5節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画</b></p>	
<p>第5章 第24節 178頁</p>	<p><b>第2.4節 障害物除去計画</b> <b>4 障害物の集積場所等</b> (1) 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地又はグラウンド等を利用し、集積するものとする。  (2) 工作物等の保管は、盗難の危険のない場所に保管し、保管を始めた日から14日間その旨を公示するものとする。 <b>5 放置車両の除去</b> 放置車両の除去については、本章第7節「交通応急対策計画」の定めるところによる。</p>	<p><b>第2.6節 障害物除去計画</b> <b>4 障害物の集積場所等</b> (1) 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地又はグラウンド等を利用し、集積するものとする。 (2) 北海道財務局、道及び市は、相互に連携しつつ、公共用地等の有効利用に配慮するものとする。 (3) 工作物等の保管は、盗難の危険のない場所に保管し、保管を始めた日から14日間その旨を公示するものとする。 <b>5 放置車両の除去</b> 放置車両の除去については、本章第8節「交通応急対策計画」の定めるところによる。</p>	<p>道防災計画の修正等を踏まえた追記</p>

第5章 第25節 179頁	第25節 応急土木対策計画	第27節 応急土木対策計画	
第5章 第26節 181頁	第26節 応急飼料計画	第28節 応急飼料計画	
第5章 第27節 182頁	第27節 労務供給計画	第28節 労務供給計画	
第5章 第28節 184頁	第28節 消防防災ヘリコプター活用計画	第30節 消防防災ヘリコプター活用計画	
第5章 第29節 192頁	第29節 自衛隊派遣要請計画	第31節 自衛隊派遣要請計画	
第5章 第30節 194頁  196頁	<p>第30節 広域応援計画</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 市の措置</p> <p>ア 市は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合と認めるときは、「災害時における北海道・市町村相互の応援に関する協定」に基づき、<u>道及び他の市町村の応援を要請するものとする。</u></p> <p>なお、この協定は、北海道及び道内179市町村が災害対策基本法（以下「基本法」という。）第67条第1項及び第68条第1項に基づく道及び市町村相互の応援を円滑に実施するために締結した協定である。</p> <p>イ 市は、他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村等の応援の受入体制を確立しておくものとする。</p> <p>… 省略 …</p> <p>ウ 応援の種類</p> <p>… 省略 …</p> <p>エ 「道東六市防災協定」に基づく要請</p> <p>… 省略 …</p> <p>(2) 消防機関</p>	<p>第32節 広域応援計画</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) <u>他の市町村長に対する応援要請</u></p> <p>ア 市は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合と認めるときは、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、他の市町村の応援を要請するものとする。</p> <p>なお、この協定は、北海道及び道内179市町村が災害対策基本法（以下「基本法」という。）第67条第1項及び第68条第1項に基づく道及び市町村相互の応援を円滑に実施するために締結した協定である。</p> <p>… 省略 …</p> <p>イ 応援の種類</p> <p>… 省略 …</p> <p>ウ 「道東六市防災協定」に基づく要請</p> <p>… 省略 …</p> <p>(2) <u>知事に対する応援要請等</u></p> <p>ア 市長は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、<u>知事に対し応援を求め又は応急対策の実施を要請するものとする。</u></p> <p>イ 市長は、知事が内閣総理大臣より他の都府県の災害発生市町村長の応援を求められたことに伴い、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努めるものとする。</p> <p>(3) 消防機関</p>	<p>道及び市町村に対する応援要請の記述の整理</p> <p>イは、第4章第7節相互応援体制整備計画(新設)に移動</p> <p>災害対策基本法の改正等に伴う追記</p>

第5章 第31節 197頁	第31節 職員応援派遣計画	第33節 職員応援派遣計画	
第5章 第32節 199頁	第32節 防災ボランティアとの連携計画	第34節 防災ボランティアとの連携計画	
第5章 第33節 201頁	<p>第33節 災害応急金融計画 災害の応急復旧を図り、罹災者の速やかな立直りを期するため応急金融の概要は、次に定めるところによる。</p> <p>※ 表 省略</p>	<p>第35節 災害応急金融計画 災害の応急復旧を図り、罹災者の速やかな立直りを期するため応急金融の概要は、北海道地域防災計画の災害応急金融計画に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活福祉資金</li> <li>2 母子・寡婦福祉資金</li> <li>3 災害援護資金貸付金</li> <li>4 災害復興住宅資金</li> <li>5 農林漁業セーフティネット資金</li> <li>6 天災融資法による融資</li> <li>7 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））</li> <li>8 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）</li> <li>9 造林資金</li> <li>10 樹苗養成施設資金</li> <li>11 林道資金</li> <li>12 主務大臣指定施設資金</li> <li>13 共同利用施設資金</li> <li>14 備荒資金直接融資資金</li> <li>15 中小企業総合振興資金「セーフティネット貸付（災害貸付）」</li> <li>16 勤労者福祉資金</li> <li>17 「被災者生活再建支援法」に基づく支援</li> </ol> <p>※ 表 削除</p>	<p>応急金融の概要は道地域防災計画によるところから表の削除</p>
第5章 第34節 214頁	第34節 災害救助法の適用計画	第36節 災害救助法の適用計画	

第5章	(新設)	<p><b>第14節 石油類燃料供給計画</b>  <u>災害による緊急通行車両及び災害上重要な施設における石油類燃料（LPGを含む）の供給に関する石油類燃料の供給計画は、次に定めるところによる。</u></p> <p><b>1 実施責任者</b>  <u>市長（総務部総務班：総務部）</u>  <u>市は、管理している緊急通行車両のガソリン等のほか、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。</u></p> <p><b>2 石油類燃料の確保</b>  <b>(1)</b> <u>燃料等の調達は、「災害時における石油類等の優先供給に関する協定」を締結している帯広地方石油業協同組合加入業者より供給を受けるものとする。</u>  <b>(2)</b> <u>地域内において調達が不能になったときは、道に支援を求めるものとする。</u>  <b>(3)</b> <u>LPGについては、「災害等の発生時における帯広市と北海道LPガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定」を締結している一般社団法人北海道LPガス協会十勝支部により供給を受けるものとする。</u></p>	石油類の確保について追記
第5章	(新設)	<p><b>第37節 罹災証明書の発行</b>  <u>罹災証明は、災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種施策やその他の被災者支援策を実施するに当たって必要とされる家屋の被害の程度について、災害対策に関する事務の一環として行うもので、罹災証明書の発行は、次に定めるところによる。</u></p> <p><b>1 実施責任者</b>  <u>罹災証明は、市長(総務部家屋調査第1班)が行うものとする。ただし、火災による罹災証明は、帯広市消防長が行う。</u></p> <p><b>2 罹災証明の対象</b>  <u>罹災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、証明を行うものとする。</u></p> <p><b>3 罹災証明書の発行</b>  <u>災害により被害を受けた家屋の使用者、所有者等からの申請によるものとする。</u></p> <p><b>4 被害家屋の判定基準</b>  <u>被害家屋の判定は、「災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号)」に基づき行う。</u>  <u>判定に当たっては、原則として「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(内閣府)」にしたがって被害家屋調査を行うものとする。</u></p> <p><b>5 罹災台帳の作成</b>  <u>被害状況を調査のうえ、罹災台帳を整備し、罹災者に関する必要な事項を登録するものとする。</u></p>	災害対策基本法の改正に伴う追記



		<p><b>6 広報</b> 罹災証明の受付・発行窓口の開設、被害家屋調査の実施を行う場合、速やかにその内容を広報するものとする。</p>	
<p>第7章 第1節 219頁</p>	<p style="text-align: center;"><b>第7章 事故災害対策計画</b></p> <p><b>第1節 航空災害対策計画</b></p> <p><b>5 救助救出活動</b> 航空災害時における救助救出活動については、第5章第5節「救助救出計画」の定めによる。</p> <p><b>6 医療救護活動</b> 航空災害時における医療救護活動については、第5章第16節「医療救護計画」に定めるほか、帯広市又は帯広市医師会並びに十勝医師会との間で締結した「航空災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、それぞれの医師会に救護班の派遣を要請する。</p> <p><b>7 消防活動</b> 消防本部は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。</p> <p><b>8 行方不明者の捜索及び死体の収容等</b> 帯広市等関係機関は、第5章第23節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めにより実施するものとする。</p> <p><b>9 交通規制</b> 帯広警察署等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第6節「災害警備計画」及び同第7節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。</p> <p><b>10 防疫及び廃棄物処理等</b> 航空災害時における防疫及び廃棄物処理等については、第5章第17節「防疫計画」及び同第18節「廃棄物処理等計画」の定めるところによる。</p> <p><b>11 自衛隊派遣要請</b> 航空災害時における自衛隊派遣要請依頼については、第5章第29節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところによる。</p> <p><b>12 広域応援</b> 帯広市及び消防本部は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、市は第5章第30節「広域応援計画」の定めるところにより、また、消防本部は北海道広域消防相互応援協定に基づき応援を要請するものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第7章 事故災害対策計画</b></p> <p><b>第1節 航空災害対策計画</b></p> <p><b>5 救助救出活動</b> 航空災害時における救助救出活動については、第5章第6節「救助救出計画」の定めによる。</p> <p><b>6 医療救護活動</b> 航空災害時における医療救護活動については、第5章第18節「医療救護計画」に定めるほか、帯広市又は一般社団法人帯広市医師会並びに一般社団法人十勝医師会との間で締結した「航空災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、それぞれの医師会に救護班の派遣を要請する。</p> <p><b>7 消防活動</b> 消防本部は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。</p> <p><b>8 行方不明者の捜索及び死体の収容等</b> 帯広市等関係機関は、第5章第25節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めにより実施するものとする。</p> <p><b>9 交通規制</b> 帯広警察署等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第7節「災害警備計画」及び同第8節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。</p> <p><b>10 防疫及び廃棄物処理等</b> 航空災害時における防疫及び廃棄物処理等については、第5章第19節「防疫計画」及び同第20節「廃棄物処理等計画」の定めるところによる。</p> <p><b>11 自衛隊派遣要請</b> 航空災害時における自衛隊派遣要請依頼については、第5章第31節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところによる。</p> <p><b>12 広域応援</b> 帯広市及び消防本部は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、市は第5章第32節「広域応援計画」の定めるところにより、また、消防本部は北海道広域消防相互応援協定に基づき応援を要請するものとする。</p>	<p>節番号の修正 新公益法人制度に伴う、一般社団法人又は公益社団法人への以降を反映</p>

<p>第7章 第2節 225頁</p>	<p><b>第2節 鉄道災害対策計画</b></p> <p><b>5 救助救出活動</b> 鉄道災害時における救助救出活動については、第5章第5節「救助救出計画」の定めによる。</p> <p><b>6 医療救護活動</b> 鉄道災害時における医療救護活動については、第5章第16節「医療救護計画」の定めによる。</p> <p><b>8 行方不明者の捜索及び死体の収容等</b> 市等関係機関は、第5章第23節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。</p> <p><b>9 交通規制</b> 帯広警察署等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第6節「災害警備計画」及び同第7節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。</p> <p><b>11 自衛隊派遣要請</b> 鉄道災害時における自衛隊派遣要請依頼については、第5章第29節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところによる。</p> <p><b>12 広域応援</b> 帯広市及び消防本部は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、市は第5章第30節「広域応援計画」の定めるところにより、また、消防本部は北海道広域消防相互応援協定に基づき応援を要請するものとする。</p>	<p><b>第2節 鉄道災害対策計画</b></p> <p><b>5 救助救出活動</b> 鉄道災害時における救助救出活動については、第5章第6節「救助救出計画」の定めによる。</p> <p><b>6 医療救護活動</b> 鉄道災害時における医療救護活動については、第5章第18節「医療救護計画」の定めによる。</p> <p><b>8 行方不明者の捜索及び死体の収容等</b> 市等関係機関は、第5章第25節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。</p> <p><b>9 交通規制</b> 帯広警察署等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第7節「災害警備計画」及び同第8節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。</p> <p><b>11 自衛隊派遣要請</b> 鉄道災害時における自衛隊派遣要請依頼については、第5章第31節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところによる。</p> <p><b>12 広域応援</b> 帯広市及び消防本部は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、市は第5章第32節「広域応援計画」の定めるところにより、また、消防本部は北海道広域消防相互応援協定に基づき応援を要請するものとする。</p>	<p>節番号の修正</p>
<p>第7章 第3節 229頁</p>	<p><b>第3節 道路災害対策計画</b></p> <p><b>4 災害広報</b> 災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第2節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。 … 省略 …</p> <p><b>6 救助救出活動</b> 道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第5節「救助救出計画」の定めにより実施する。</p>	<p><b>第3節 道路災害対策計画</b></p> <p><b>4 災害広報</b> 災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。 … 省略 …</p> <p><b>6 救助救出活動</b> 道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第6節「救助救出計画」の定めにより実施する。</p>	<p>節番号の修正</p>

231 頁	<p><b>7 医療救護活動</b> 道路災害時における医療救護活動については、第5章第16節「医療救護計画」の定めによるもののほか、道路管理者は、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速、かつ、的確な救護が行われるよう協力するものとする。</p> <p><b>8 消防活動</b> 消防活動は、第4章第7節の「消防計画」の定めるところによるもののほか、道路管理者は、災害発生直後の初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。</p> <p><b>9 行方不明者の捜索及び死体の収容等</b> 市及び関係機関は、第5章第23節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。</p> <p><b>10 交通規制</b> 道路災害時における交通規制については、第5章第7節「交通応急対策計画」の定めによるほか次により実施するものとする。 (1) 帯広警察署 災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第6節「災害警備計画」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。 … 省略 …</p> <p><b>12 自衛隊派遣要請</b> 市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第29節「自衛隊派遣要請計画」の定めにより北海道知事（十勝総合振興局）へ自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。</p> <p><b>13 広域応援</b> 市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第30節「広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。</p>	<p><b>7 医療救護活動</b> 道路災害時における医療救護活動については、第5章第18節「医療救護計画」の定めによるもののほか、道路管理者は、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速かつ的確な救護が行われるよう協力するものとする。</p> <p><b>8 消防活動</b> 消防活動は、第4章第10節の「消防計画」の定めるところによるもののほか、道路管理者は、災害発生直後の初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。</p> <p><b>9 行方不明者の捜索及び死体の収容等</b> 市及び関係機関は、第5章第25節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。</p> <p><b>10 交通規制</b> 道路災害時における交通規制については、第5章第8節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次により、実施するものとする。 (1) 帯広警察署 災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第7節「災害警備計画」の定めるところにより、必要な交通規制を行うものとする。 … 省略 …</p> <p><b>12 自衛隊派遣要請</b> 市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第31節「自衛隊派遣要請計画」の定めにより北海道知事（十勝総合振興局）へ自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。</p> <p><b>13 広域応援</b> 市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第32節「広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。</p>	節番号の修正
-------	---	--	--------

<p>第7章 第4節 232頁</p>	<p><b>第4節 危険物等災害対策計画</b></p> <p><b>4 災害応急対策</b> 2) 災害広報 災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第5章第2節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。 … 省略 …</p> <p><b>7 消防活動</b> 消防本部は事業者との緊密な連携を図り、第4章第7節「消防計画」の定めるところにより、危険物等の性状にあった適切な消防活動を実施するものとする。 また、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。</p> <p><b>8 避難措置</b> 市等関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。</p> <p><b>9 救助救出活動</b> 市等関係機関は、第5章第5節「救助救出計画」の定めるところにより、被災者の救助救出を実施するものとする。</p> <p><b>10 医療救護活動</b> 市等関係機関は、第5章第16節「医療救護計画」、及び第5章第23節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、被災者の医療救護活動及び行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。</p> <p><b>11 交通規制</b> 帯広警察署等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第6節「災害警備計画」及び第5章第7節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。</p> <p><b>12 自衛隊派遣要請</b> 危険物災害時における自衛隊派遣要請依頼については、第5章第29節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところによる。</p>	<p><b>第4節 危険物等災害対策計画</b></p> <p><b>4 災害応急対策</b> 2) 災害広報 災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。 … 省略 …</p> <p><b>7 消防活動</b> 消防本部は事業者との緊密な連携を図り、第4章第10節「消防計画」の定めるところにより、危険物等の性状にあった適切な消防活動を実施するものとする。 また、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。</p> <p><b>8 避難措置</b> 市等関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第5節「避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。</p> <p><b>9 救助救出活動</b> 市等関係機関は、第5章第6節「救助救出計画」の定めるところにより、被災者の救助救出を実施するものとする。</p> <p><b>10 医療救護活動</b> 市等関係機関は、第5章第18節「医療救護計画」、及び第5章第25節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、被災者の医療救護活動及び行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。</p> <p><b>11 交通規制</b> 帯広警察署等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第7節「災害警備計画」及び第5章第8節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。</p> <p><b>12 自衛隊派遣要請</b> 危険物災害時における自衛隊派遣要請依頼については、第5章第31節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところによる。</p>	<p>節番号の修正</p>
-----------------------------	---	--	---------------

	<p><b>13 広域応援</b>          帯広市及び消防本部は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、市は第5章第30節「広域応援計画」の定めるところにより、また、消防本部は北海道広域消防相互応援協定に基づき応援を要請するものとする。</p>	<p><b>13 広域応援</b>          帯広市及び消防本部は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、市は第5章第32節「広域応援計画」の定めるところにより、また、消防本部は北海道広域消防相互応援協定に基づき応援を要請するものとする。</p>	
第7章 第5節 235頁	<p><b>第5節 大規模な火事災害対策計画</b></p> <p><b>6 消防活動</b>          消防本部は、第4章第7節「消防計画」の定めるところにより、消防活動を行うものとする。</p> <p><b>7 避難措置</b>          市等関係機関は人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。</p> <p><b>8 救助救出活動</b>          市等関係機関は、第5章第5節「救助救出計画」の定めるところにより、被災者の救助救出を実施するものとする。</p> <p><b>9 医療救護活動</b>          市等関係機関は、第5章第16節「医療救護計画」、及び同第23節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、被災者の医療救護活動及び行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。</p> <p><b>10 交通規制</b>          帯広警察署等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第6節「災害警備計画」及び同第7節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。</p> <p><b>11 自衛隊派遣要請</b>          大規模な火災災害時における自衛隊派遣要請依頼については、第5章第29節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところによる。</p> <p><b>12 広域応援</b>          帯広市及び消防本部は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、市は、第5章第30節「広域応援計画」の定めるところにより、また、消防本部は北海道広域消防相互応援協定に基づき応援を要請するものとする。</p>	<p><b>第5節 大規模な火事災害対策計画</b></p> <p><b>6 消防活動</b>          消防本部は、第4章第10節「消防計画」の定めるところにより、消防活動を行うものとする。</p> <p><b>7 避難措置</b>          市等関係機関は人命の安全を確保するため、第5章第5節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。</p> <p><b>8 救助救出活動</b>          市等関係機関は、第5章第6節「救助救出計画」の定めるところにより、被災者の救助救出を実施するものとする。</p> <p><b>9 医療救護活動</b>          市等関係機関は、第5章第18節「医療救護計画」、及び同第25節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、被災者の医療救護活動及び行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。</p> <p><b>10 交通規制</b>          帯広警察署等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第7節「災害警備計画」及び同第8節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。</p> <p><b>11 自衛隊派遣要請</b>          大規模な火災災害時における自衛隊派遣要請依頼については、第5章第31節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところによる。</p> <p><b>12 広域応援</b>          帯広市及び消防本部は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、市は、第5章第32節「広域応援計画」の定めるところにより、また、消防本部は北海道広域消防相互応援協定に基づき応援を要請するものとする。</p>	節番号の修正

<p>第7章 第6節 238頁</p>	<p><b>第6節 林野火災対策計画</b></p> <p><b>5 災害広報</b> 災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族及び地域住民等に対して行う広報は、第5章第2節「災害広報計画」の定めるもののほか、次により実施するものとする。</p> <p>… 省略 …</p> <p><b>9 広域応援</b> 帯広市及び消防本部は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、市は第5章第30節「広域応援計画」の定めるところにより、また、消防本部は北海道広域消防相互応援協定に基づき応援を要請するものとする。</p>	<p><b>第6節 林野火災対策計画</b></p> <p><b>5 災害広報</b> 災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族及び地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報計画」の定めるもののほか、次により実施するものとする。</p> <p>… 省略 …</p> <p><b>9 広域応援</b> 帯広市及び消防本部は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、市は第5章第32節「広域応援計画」の定めるところにより、また、消防本部は北海道広域消防相互応援協定に基づき応援を要請するものとする。</p>	<p>節番号の修正</p>
<p>第9章 245頁</p>	<p style="text-align: center;"><b>第9章 防災訓練計画</b></p> <p>災害応急対策を円滑に実施するため、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練は、次に定めるところによる。</p> <p><b>1 訓練実施機関</b> 訓練は、帯広市防災会議の構成機関の長、公共的団体の長、防災上重要な施設の管理者等、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、もしくは実施し、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4章 予防計画</b></p> <p><b>第3節 防災訓練計画</b></p> <p>災害応急対策を円滑に実施するため、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練は、次に定めるところによる。</p> <p><b>1 訓練実施機関</b> 訓練は、帯広市防災会議の構成機関の長、公共的団体の長、防災上重要な施設の管理者等、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、もしくは実施し、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。 <u>また、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、災害時要援護者を含めた地域住民等の地域に係る多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるとともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討するものとする。</u></p>	<p>第9章防災訓練計画を第4章予防計画第3節に移行</p> <p>防災基本計画の修正に伴う追記(多様な主体による共同防災訓練の実施、実践的な訓練の実施と事後評価)</p>

<p>第10章 247頁</p>	<p style="text-align: center;"><b>第10章 防災思想普及・啓発計画</b></p> <p>防災関係職員及び一般住民に対する<u>災害予防応急対策等防災知識の普及</u>は、本計画の定めるところによる。</p> <p><b>1 実施責任者</b> 市長及び防災関係機関の長は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努めるものとする。</p> <p>また、<u>防災知識の普及・啓発にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等の災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</u> また、<u>地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>(第4章 予 防 計 画)</b></p> <p><b>第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画</b></p> <p>防災関係職員及び一般住民に対する<u>防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進</u>については、本計画の定めるところによる。</p> <p><b>1 実施責任者</b> <u>(1) 市長及び防災関係機関の長は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努めるものとする。</u> <u>(2) 市長は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとし、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な各種データや過去に起こった大災害の教訓を発信するものとする。</u> <u>また、地域における自主的な防災活動を推進するため、防災リーダーの育成に努めるものとする。</u></p> <p><b>2 配慮すべき事項</b> <u>ア 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における市民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。</u> <u>イ 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等の災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</u> <u>また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。</u></p>	<p>第10章防災思想普及・啓発計画を第4章予防計画第1節に移行災害対策基本法の改正や防災基本計画の修正を踏まえ、防災教育の観点から内容を拡充するとともに、予防計画の第1番目の計画として位置づける。</p> <p>防災基本計画の修正に伴う追記</p>
----------------------	---	---	---

第10章 247頁	<p><b>2 普及・啓発の方法</b> 防災知識の普及・啓発は、次の方法により行うものとする。</p> <p>(1) 各種防災訓練の参加普及 (2) ラジオ、テレビ、有線放送設備の活用 (3) 新聞、広報誌（紙）等の活用 (4) 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用 (5) 広報車両の利用 (6) パンフレットの配布 (7) 講習会、講演会等の開催 (8) その他</p> <p><b>3 普及・啓発を要する事項</b> (1) 帯広市地域防災計画の概要</p> <p>(2) 災害の予防措置 ア 防災の心得 イ 火災予防の心得 ウ 台風襲来時の家庭の保全方法 エ 農作物の災害予防事前措置 オ その他</p> <p>(3) 災害の応急措置 ア 災害対策の組織、編成、分掌事項 イ 災害の調査及び報告の要領、連絡方法 ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領 エ 災害時の心得</p> <p>(ア) 気象予報の種別と対策 (イ) 避難時の心得 (ウ) 被災世帯の心得</p> <p>(4) 災害復旧措置 ア 被災農作物に対する応急措置 イ その他</p> <p>(5) その他必要な事項</p> <p><b>4 学校教育関係機関における防災思想の普及・啓発</b> (1) 学校においては、児童生徒に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進するものとする。</p>	<p><b>3 普及・啓発及び教育の方法</b> 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。</p> <p>(1) 各種防災訓練の参加普及 (2) ラジオ、テレビ、有線放送設備、インターネットの活用 (3) 新聞、広報誌（紙）等の活用 (4) 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用 (5) 広報車両の利用 (6) テキスト、マニュアル、パンフレットの配布 (7) 研修、講習会、講演会等の開催 (8) その他</p> <p><b>4 普及・啓発及び教育を要する事項</b> (1) 帯広市地域防災計画の概要 (2) 災害に対する一般知識 (3) 災害の予防措置 ア 防災の心得 イ 火災予防の心得 ウ 台風襲来時の家庭の保全方法 エ 農作物の災害予防事前措置 オ その他</p> <p>(4) 災害の応急措置 ア 災害対策の組織、編成、分掌事項 イ 災害の調査及び報告の要領、方法 ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領 エ 災害時の心得</p> <p>(ア) (家庭内、組織内の)連絡体制 (イ) 気象予報の種別と対策 (ウ) 避難時の心得 (エ) 被災世帯の心得</p> <p>(5) 災害復旧措置 ア 被災農作物に対する応急措置 イ その他</p> <p>(6) その他必要な事項</p> <p><b>5 学校教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進</b> (1) 学校においては、児童生徒に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進するものとする。 (2) 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。 (3) 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う追記</p> <p>防災教育等の基礎となる「災害に対する一般的知識」を追加</p> <p>防災基本計画の修正に伴う追記</p> <p>防災基本計画の修正等に伴う追記</p>
--------------	--	--	---



	<p>(2) 児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努めるものとする。</p> <p>(3) 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実体に応じた内容のものとして実施するものとする。</p> <p>(4) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、婦人団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等防災知識の普及に努めるものとする。</p>	<p>(4) 児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努めるものとする。</p> <p>(5) 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実体に応じた内容のものとして実施するものとする。</p> <p>(6) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、婦人団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等防災知識の普及に努めるものとする。</p>	
<p>第10章 248頁</p>	<p><b>5 普及・啓発の時期</b> 事業実施に当たっては、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容によりもっとも効果のある時期を選んで行うものとする。</p>	<p><b>6 普及・啓発の時期</b> 事業実施に当たっては、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容によりもっとも効果のある時期を選んで行うものとする。</p>	